改　正　後	改　正　前
（削除）	個⑥036　試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書【表面】

試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書

（平成　　年分）　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿

	試験研究費の額	①	円	平均売上金額の10％相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除	平均売上金額	⑨	円
	事業所得に係る所得税額	②			平均売上金額の10％相当額（⑨×$\frac{10}{100}$）	⑩	
試験研究費の増加額に係る税額控除	比較試験研究費の額	③			平均売上金額の10％相当額を超える試験研究費の額（①－⑩）	⑪	
	基準試験研究費の額	④			試験研究費割合（$\frac{①}{⑨}$）	⑫	
	試験研究費の増加額（①－③）（①≦④の場合は0）	⑤			超過税額控除割合（（⑫－$\frac{10}{100}$）×0.2）	⑬	
	試験研究費の増加額に係る税額控除限度額（⑤×$\frac{5}{100}$）	⑥			平均売上金額の10％相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除限度額（⑪×⑬）	⑭	円
	本年税額基準額（②×$\frac{10}{100}$）	⑦			本年税額基準額（②×$\frac{10}{100}$）	⑮	
	本年特別控除額（⑥と⑦のうち少ない金額）	⑧			本年特別控除額（⑭と⑮のうち少ない金額）	⑯	
					所得税額の特別控除額（⑧の金額又は⑯の金額）	⑰	

改　正　後	改　正　前
（削除）	個⑥036　試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】 **試験研究費の増加等に係る所得税額の特別控除に関する明細書** この明細書は、青色申告者が平成 21 年６月改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第 10 条第６項に規定する試験研究費の増加等に係る所得税額の特別控除を受けるときに使用します。 この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。 なお、この控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。 1　記載要領 (1)　「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。 (2)　「③」欄には、「**試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書**」（以下「明細書」といいます。）の「⑩」欄の金額を記載します。 (3)　「④」欄には、明細書の「⑪」欄の金額を記載します。 (4)　「⑤」欄には、明細書の「⑤」欄の金額を記載します。 (5)　「⑦」欄は、旧措法 10 条第６項第１号の規定の適用を受ける場合には、「又は⑧の金額」を消し、同項第２号の規定の適用を受ける場合には「⑧の金額又は」を消して記載します。 2　提出先 納税地を所轄する税務署長 3　根拠条文 旧措法第 10 条

改　正　後	改　正　前
個⑥036　試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分以降用） （様式省略） 個⑥036-1　試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書（平成 26 年分以降用）【裏面】	個⑥035-1　試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分以降用） （同左） 個⑥035-5　試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書（平成 26 年分以降用）【裏面】

試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成 27 年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第 10 条第１項、第２項及び第３項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合（旧措法第 10 条の２第１項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法 10」と記載してください。

なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

1　記載要領

(1)　「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。

(2)　「②」欄には、**「試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書」**の「⑤」欄の金額を記載します。

(3)　「④」欄には、「③≧10%」の場合には「0.1」と記載し、「⑤」欄には、「③<10%」の場合には「③×0.2＋８/100」で計算した金額を記載します。

(4)　「⑥」欄には、「⑤」欄の記載がない場合には「①×④」の金額を記載し、「⑤」欄の記載がある場合には「①×⑤」の金額を記載します。

(5)　「⑦」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

（注）１　上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、旧措法第 10 条から第 10 条の６までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（旧措法 41、41 の３の２）、政党等寄附金特別控除（旧措法 41 の 18）、認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除（旧措法 41 の 18 の２）、公益社団法人等寄附金特別控除（旧措法 41 の 18 の３）、住宅耐震改修特別控除（旧措法 41 の 19 の２）、住宅特定改修特別税額控除（旧措法 41 の 19 の３）、認定住宅新築等特別税額控除（旧措法 41 の 19 の４）、外国税額控除（平成 27 年改正前の所得税法 95）及び平成 27 年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧震災特例法」といいます。）第 10 条の２から第 10 条の４までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

２　上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

(6)　「⑧」欄は、平成 26 年及び平成 27 年の各年分については「20 又は」を消します。

(7)　「⑩」欄には、**「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」**の「⑧」欄のＢの金額を記載します。

(8)　「⑬」欄には、「⑤」欄の記載がない場合には「0.02」と記載し、「⑤」欄の記載がある場合には「0.12－（⑤欄の割合）」を小数で記載します。

(9)　「⑰」欄は、**「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」**の「⑨」欄のＢの金額を記載します。

(10)　「㉒」欄は、**「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」**の「⑥のＢ」及び「⑦のＢ」の金額の合計額を記載します。

(11)　「㉕」欄は、本年分の試験研究費のうちに特別試験研究費の額がある場合に、その特別試験研究費に係る試験研究の内容を記載します。

（注）その特別試験研究費が平成 27 年改正前の租税特別措置法施行令第５条の３第 12 項第１号から第３号まで及び第５号から第８号までに掲げる試験研究に係るものであるときには、所定の証明書の添付が必要となります。

(12)　「翌年繰越税額控除限度超過額の計算」の「総額」欄には試験研究費の総額に係るものを記載し、「特別」欄には特別試験研究費に係るものを記載します。

(13)　「前年繰越額又は本年税額控除限度額⑨」の「平成　年分（前年分）」の各欄には、前年のこの明細書の「翌年繰越額⑫」（前年が平成 25 年分の場合は、「繰越税額控除限度超過額等に関する明細書」の「翌年繰越額⑥」）の金額（外書の金額を含みます。）をそれぞれ記載し、「本年分」の各欄には「⑥」又は「⑭」の金額を記載します。

(14)　「翌年繰越額⑫」の各欄の外書には、旧措法第 10 条の６の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（旧震災特例法第 10 条の４などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に、**「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」**の「所得税額超過構成額Ｂ」の各欄の金額を記載します。

この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて計算します。

2　提出先

納税地の所轄税務署長

3　根拠条文

旧措法第 10 条、第 10 条の２、平成 27 年改正法附則第 57 条、第 58 条

試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成 27 年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第 10 条第１項、第２項及び第３項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合（旧措法第 10 条の２第１項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法 10」と記載してください。

なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

1　記載要領

(1)　「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。

(2)　「②」欄には、**「試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書」**の「⑤」欄の金額を記載します。

(3)　「④」欄には、「③≧10%」の場合には「0.1」と記載し、「⑤」欄には、「③<10%」の場合には「③×0.2＋８/100」で計算した金額を記載します。

(4)　「⑥」欄には、「⑤」欄の記載がない場合には「①×④」の金額を記載し、「⑤」欄の記載がある場合には「①×⑤」の金額を記載します。

(5)　「⑦」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

（注）１　上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、旧措法第 10 条から第 10 条の６までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（旧措法 41、41 の３の２）、政党等寄附金特別控除（旧措法 41 の 18）、認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除（旧措法 41 の 18 の２）、公益社団法人等寄附金特別控除（旧措法 41 の 18 の３）、住宅耐震改修特別控除（旧措法 41 の 19 の２）、住宅特定改修特別税額控除（旧措法 41 の 19 の３）、認定住宅新築等特別税額控除（旧措法 41 の 19 の４）、外国税額控除（平成 27 年改正前の所得税法 95）及び平成 27 年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧震災特例法」といいます。）第 10 条の２から第 10 条の４までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

２　上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

(6)　「⑧」欄は、平成 26 年及び平成 27 年の各年分については「20 又は」を消し、平成 28 年分以降については「又は 30」を消します。

(7)　「⑩」欄には、**「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」**の「⑧」欄のＢの金額を記載します。

(8)　「⑬」欄には、「⑤」欄の記載がない場合には「0.02」と記載し、「⑤」欄の記載がある場合には「0.12－（⑤欄の割合）」を小数で記載します。

(9)　「⑰」欄は、**「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」**の「⑨」欄のＢの金額を記載します。

(10)　「㉒」欄は、**「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」**の「⑥のＢ」及び「⑦のＢ」の金額の合計額を記載します。

(11)　「㉕」欄は、本年分の試験研究費のうちに特別試験研究費の額がある場合に、その特別試験研究費に係る試験研究の内容を記載します。

（注）その特別試験研究費が平成 27 年改正前の租税特別措置法施行令第５条の３第 12 項第１号から第３号まで及び第５号から第８号までに掲げる試験研究に係るものであるときには、所定の証明書の添付が必要となります。

(12)　「翌年繰越税額控除限度超過額の計算」の「総額」欄には試験研究費の総額に係るものを記載し、「特別」欄には特別試験研究費に係るものを記載します。

(13)　「前年繰越額又は本年税額控除限度額⑨」の「平成　年分（前年分）」の各欄には、前年のこの明細書の「翌年繰越額⑫」（前年が平成 25 年分の場合は、「繰越税額控除限度超過額等に関する明細書」の「翌年繰越額⑥」）の金額（外書の金額を含みます。）をそれぞれ記載し、「本年分」の各欄には「⑥」又は「⑭」の金額を記載します。

(14)　「翌年繰越額⑫」の各欄の外書には、旧措法第 10 条の６の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（旧震災特例法第 10 条の４などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に、**「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」**の「所得税額超過構成額Ｂ」の各欄の金額を記載します。

この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて計算します。

2　提出先

納税地の所轄税務署長

3　根拠条文

旧措法第 10 条、第 10 条の２、平成 27 年改正法附則第 57 条、第 58 条

改　正　後	改　正　前
（削除）	個⑥037　試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書【表面】 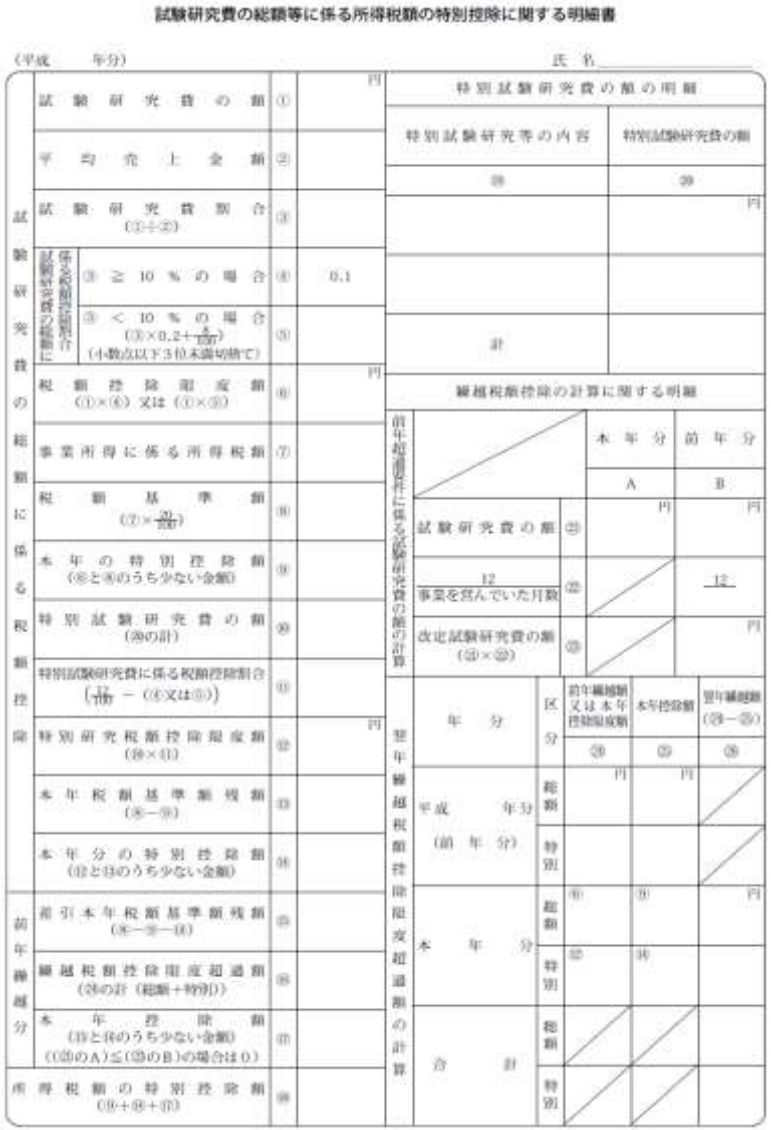

試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書

（平成　　年分）　　氏名＿＿＿＿＿＿

試験研究費の総額等に係る税額控除	試験研究費の額	①	円
	平均売上金額	②	
	試験研究費割合（①÷②）	③	
	試験研究費の額に係る税額控除割合 ③≧10％の場合	④	0.1
	試験研究費の額に係る税額控除割合 ③＜10％の場合（③×0.2＋$\frac{4}{100}$）（小数点以下3位未満切捨て）	⑤	
	税額控除限度額（①×④）又は（①×⑤）	⑥	円
	事業所得に係る所得税額	⑦	
	税額基準額（⑦×$\frac{20}{100}$）	⑧	
	本年の特別控除額（⑥と⑧のうち少ない金額）	⑨	
	特別試験研究費の額（⑳の計）	⑩	
	特別試験研究費に係る税額控除割合（$\frac{17}{100}$ － （④又は⑤））	⑪	
	特別研究税額控除限度額（⑩×⑪）	⑫	円
	本年税額基準額残額（⑧－⑨）	⑬	
	本年分の特別控除額（⑫と⑬のうち少ない金額）	⑭	
前年繰越分	差引本年税額基準額残額（⑧－⑨－⑭）	⑮	
	繰越税額控除限度超過額（㉖の計（総額＋特別））	⑯	
	本年控除額（⑮と⑯のうち少ない金額）（（㉓のA）≦（㉓のB）の場合は0）	⑰	
所得税額の特別控除額（⑨＋⑭＋⑰）		⑱	

特別試験研究費の額の明細

特別試験研究等の内容	特別試験研究費の額
⑲	⑳
	円
計	

繰越税額控除の計算に関する明細

前年超過試験研究費の額の計算		本年分 A	前年分 B
試験研究費の額	㉑	円	円
12／事業を営んでいた月数	㉒		12
改定試験研究費の額（㉑×㉒）	㉓		円

翌年繰越税額控除限度超過額の計算		区分	前年繰越額又は本年控除限度額	本年控除額	翌年繰越額（㉔－㉕）
年分			㉔	㉕	㉖
平成　年分（前年分）		総額	円	円	
		特別			
本年分		総額	⑥	⑨	円
		特別	㉜	㉞	
合計		総額			
		特別			

改　正　後	改　正　前
（削除）	個⑥037　試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】 **試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書** この明細書は、青色申告者が平成21年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条第1項、第2項又は第3項に規定する試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。 この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。 なお、この控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。 1　記載要領 (1)　「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。 (2)　「②」欄には、**「試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書」**の「⑤」欄の金額を記載します。 (3)　「④」欄には、「③≧10%」の場合には「0.1」と記載し、「⑤」欄には、「③＜10%」の場合には、「③×0.2＋8/100」で計算した金額を記載します。 (4)　「⑥」欄には、「⑤」欄の記載がない場合には「①×④」の金額を記載し、「⑤」欄の記載がある場合には「①×⑤」の金額を記載します。 (5)　「⑦」欄には、次の算式により計算した額を記載します。 総所得金額に係る所得税額　×　事業所得の金額／総所得金額 （注）　1　上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、旧措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41,41の3の2)、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定長期優良住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、電子証明書等特別控除（措法41の19の5）及び外国税額控除（所法95）の規定を適用しないで計算した額です。 2　上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。 (6)　「⑧」欄には、「⑤」欄の記載がない場合には「0.02」と記載し、「⑤」欄の記載がある場合には「0.12－（⑤欄の割合）」を小数で記載します。 (7)　「⑨」欄は、本年分の試験研究費のうちに特別試験研究費の額がある場合に、その特別試験研究費に係る試験研究の内容を記載します。 （注）　その特別試験研究費が平成21年改正前の租税特別措置法施行令第5の3第14項第1号又は第2号、第5号に掲げる試験研究に係るものであるときには、所定の証明書の添付が必要となります。 (8)　「翌年繰越税額控除限度超過額の計算」の「総額」欄には試験研究費の総額に係るものを記載し、「特別」欄には特別試験研究に係るものを記載します。 (9)　「⑭」欄の「計」欄までの各欄は、前年のこの明細書の「⑮」欄の金額を移記します。 （注）　「⑭」欄の控除額が「⑬」欄、「⑭」欄及び「⑫」欄の2以上の欄に係る控除額から構成されている場合には、「⑬」欄、「⑭」欄、「⑫」欄の順に控除します。 2　提出先 納税地を所轄する税務署長 3　根拠条文 旧措法第10条

改　正　後	改　正　前
個⑥037　繰越税額控除限度超過額等に関する明細書 （様式省略） 個⑥038　中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分以降） （様式省略） 個⑥038-1　中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 26 年分以降） （様式省略）	個⑥035-2　繰越税額控除限度超過額等に関する明細書 （同左） 個⑥035-3　中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分以降） （同左） 個⑥035-6　中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 26 年分以降） （同左）

改　正　後	改　正　前
（削除）	個⑥039　試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書 【表面】

試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書

（平成　　年分）　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

試験研究費の額	①	円	
試験研究費割合（①÷㉕）	②		
試験研究費割合が百分の十以上である場合 ②≧10％の場合	③	0.1	
試験研究費割合が百分の十に満たない場合 ②＜10％の場合（②×0.2＋$\frac{2}{25}$）（小数点以下3位4捨5入）	④		
試験研究費の額に係る税額控除限度額（①×③）又は（①×④）	⑤	円	
比較試験研究費の額（㉓の計）÷（過去3年以内の各年分の数）	⑥		
試験研究費の増加額（①－⑥）（①≦⑥の場合は0）	⑦		
試験研究費の増加額に係る税額控除限度額（⑦×$\frac{10}{100}$）	⑧		
税額控除限度額（⑤＋⑧）	⑨		
事業所得に係る所得税額	⑩		
税額基準額（⑩×$\frac{20}{100}$）	⑪		
本年特別控除額（⑨と⑪のうち少ない金額）	⑫		
特別試験研究費の額 ⑦の金額がない場合（㉒の計）	⑬		
特別試験研究費の額 ⑦の金額がある場合（㉒と（㉒の計）のうち少ない金額）	⑭		
特別試験研究費に係る税額控除割合（$\frac{10}{100}$－（⑦×0.4÷⑥））	⑮		
特別研究税額控除限度額（（⑭×⑮）又は（⑧×⑮））	⑯	円	
本年税額基準額残額（⑪－⑫）	⑰		
本年分の特別控除額（⑯と⑰のいずれか少ない金額）	⑱		
差引本年税額基準残額（⑪－⑫－⑱）	⑲		
繰越税額控除限度超過額（㊷の計（総額＋特別））	⑳		
本年控除額（⑲と⑳のうち少ない金額）（（㊷の計）＞（㉓の計）の場合は0）	㉑		
所得税額の特別控除（⑫＋⑫＋㉑）	㉒		

売上金額・比較試験研究費の額等の明細

年分	売上金額	試験研究費の額	12／事業を営んでいた月数	改定売上金額（㉑×㉔）	改定試験研究費の額（㉒×㉔）
㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖
過去3年以内の各年分 平成　年分	円	円	12	円	円
平成　年分			12		
平成　年分			12		
本年分					
計					
平均売上金額（㉕の計）÷（1＋㉔の各年分数）				㉗	円
基準試験研究費の額（直年、前々年の㉖の金額のうち最も多い金額）				㉘	

特別試験研究費の額の明細

特別試験研究費の内容	特別試験研究費の額
㉙	㉚
	円
計	

繰越税額控除の計算に関する明細

			本年分 A	前年分 B
前年繰越額に係る試験研究費の額の計算	試験研究費の額	㉛	円	円
	減価償却費のうち特別 研究用設備の償却費	㉜		
	減価償却費のうち特別 普通償却費	㉝		
	減価償却費のうち特別 特別償却実施額	㉞		
	差引試験研究費の額（㉛又は（㉛－㉞））	㉟		
	12／事業を営んでいた月数	㊱		12
	改定差引試験研究費の額（㉟×㊱）	㊲		円

繰越税額控除限度超過額の計算	区分	前年繰越額又は本年控除限度額 ㊳	本年控除額 ㊴	翌年繰越額（㊳－㊴） ㊵
平成　年分（過年分）	総額	円	円	
	特別			
本年分	総額	㊶	㊷	円
	特別	㊸	㊹	
合計	総額			
	特別			

改　正　後	改　正　前
（削除）	個⑥039　試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書 【裏面】 **試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書** この明細書は、青色申告者が平成20年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条第1項、第2項又は第3項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。 この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。 なお、この控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。 1　記載要領 (1)　「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。 (2)　「③」欄には、「②≧10%」の場合には「0.1」と記載し、「④」欄には、「②＜10%」の場合には「②×0.2＋8/100」で計算した金額を記載します。 (3)　「⑤」欄には、「④」欄の記載がない場合には「①×③」の金額を記載し、「④」欄の記載がある場合には「①×④」の金額を記載します。 (4)　「⑪」欄には、次の算式により計算した額を記載します。 純所得金額に係る所得税額　×　事業所得の金額 ／ 純所得金額 （注）1　上記の算式中の「純所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、旧措法第10条から第10条の7までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、電子証明書等特別控除（措法41の19の5）及び外国税額控除（所法95）の規定を適用しないで計算した額です。 2　上記の算式中の分母の「純所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。 (5)　「⑬」欄には、「④」欄の記載がない場合には「0.02」と記載し、「④」欄の記載がある場合には「0.12－（④欄の割合）」を小数で記載します。 (6)　「⑭」欄には、「⑤」欄の記載がない場合には「⑬×⑪」の金額を記載し、「⑤」欄の記載がある場合には「⑤×⑪」の金額を記載します。 (7)　「⑥」欄には、本年分の試験研究費のうちに特別試験研究費の額がある場合に、その特別試験研究費の額がある場合に、その特別試験研究費の内容を記載します。 （注）その特別試験研究費が平成20年改正前の租税特別措置法施行令第5の3第14項第1号又は第2号、第5号に掲げる試験研究に係るものであるときには、所定の証明書の添付が必要となります。 (8)　「翌年繰越控除税額控除限度超過額の計算」の「総額」欄には試験研究費の総額に係るものを記載し、「特別」欄には特別試験研究に係るものを記載します。 (9)　「⑩」欄には、開発研究用設備について所得税法第49条第1項の規定により計算した償却費の額を記載します。 （注）「⑤」欄の控除額が「⑫」欄、「⑩」欄及び「⑥」欄の2以上の欄に係る控除額から構成されている場合には、「⑫」欄、「⑩」欄、「⑥」欄の順に控除します。 2　提出先 納税地を所轄する税務署長 3　根拠条文 旧措法第10条、平成18年所法等改正法附則第79条

改　正　後	改　正　前
個⑥039　試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分以降用） （様式省略） 個⑥039-1　試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書（平成 27 年分以降用）【表面】 試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書 （平成　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿ （平成27年分以降用） 試験研究費の増加額に係る税額控除 試験研究費の額 ① 円 調整前事業所得税額 ② 比較試験研究費の額 ③ 基準試験研究費の額 ④ 増加試験研究費の額（①−③）（①≦④の場合は0） ⑤ 増加試験研究費割合 $\frac{⑤}{③}$ ⑥ 試験研究費の増加額に係る税額控除割合 ⑥≧30％の場合 ⑦ 0.3 試験研究費の増加額に係る税額控除割合 ⑥＜30％の場合 ⑥ ⑧ 試験研究費の増加額に係る税額控除限度額（⑤×⑦又は⑧）（⑤≦（③×$\frac{1}{100}$）の場合は0） ⑨ 円 本年税額基準額（②×$\frac{10}{100}$） ⑩ 本年特別控除額（⑨と⑩のうち少ない金額） ⑪ 平均売上金額の10％相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除 平均売上金額 ⑫ 円 平均売上金額の10％相当額（⑫×$\frac{10}{100}$） ⑬ 平均売上金額の10％相当額を超える試験研究費の額（①−⑬） ⑭ 試験研究費割合（$\frac{①}{⑫}$） ⑮ 超過税額控除割合（（⑮−$\frac{10}{100}$）×0.2） ⑯ 平均売上金額の10％相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除限度額（⑭×⑯） ⑰ 円 本年税額基準額（②×$\frac{10}{100}$） ⑱ 本年特別控除額（⑰と⑱のうち少ない金額） ⑲ 本年税額控除可能額（⑪の金額又は⑲の金額） ⑳ 所得税額超過構成額 ㉑ 所得税額の特別控除額（⑳−㉑） ㉒	個⑥035-4　試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分以降用） （同左） 個⑥035-4-2　試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書（平成 27 年分以降用）【表面】 試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書 （平成　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿ （平成27年分以降用） 試験研究費の増加額に係る税額控除 試験研究費の額 ① 円 事業所得に係る所得税額 ② 比較試験研究費の額 ③ 基準試験研究費の額 ④ 増加試験研究費の額（①−③）（①≦④の場合は0） ⑤ 増加試験研究費割合 $\frac{⑤}{③}$ ⑥ 試験研究費の増加額に係る税額控除割合 ⑥≧30％の場合 ⑦ 0.3 試験研究費の増加額に係る税額控除割合 ⑥＜30％の場合 ⑥ ⑧ 試験研究費の増加額に係る税額控除限度額（⑤×⑦又は⑧）（⑤≦（③×$\frac{1}{100}$）の場合は0） ⑨ 円 本年税額基準額（②×$\frac{10}{100}$） ⑩ 本年特別控除額（⑨と⑩のうち少ない金額） ⑪ 平均売上金額の10％相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除 平均売上金額 ⑫ 円 平均売上金額の10％相当額（⑫×$\frac{10}{100}$） ⑬ 平均売上金額の10％相当額を超える試験研究費の額（①−⑬） ⑭ 試験研究費割合（$\frac{①}{⑫}$） ⑮ 超過税額控除割合（（⑮−$\frac{10}{100}$）×0.2） ⑯ 平均売上金額の10％相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除限度額（⑭×⑯） ⑰ 円 本年税額基準額（②×$\frac{10}{100}$） ⑱ 本年特別控除額（⑰と⑱のうち少ない金額） ⑲ 本年税額控除可能額（⑪の金額又は⑲の金額） ⑳ 所得税額超過構成額 ㉑ 所得税額の特別控除額（⑳−㉑） ㉒

改　正　後	改　正　前
個⑥039-1　試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書（平成 27 年分以降用）【裏面】	個⑥035-4-2　試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書（平成 27 年分以降用）【裏面】

試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 10 条第４項に規定する試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法 10」と記載してください。

なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

1　記載要領

(1)　「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。

(2)　「②」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i＋ii（※2）}}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の２分の１の金額と一時所得の２分の１の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1　上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第 10 条から第 10 条の６までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法 41、41 の３の２）、政党等寄附金特別控除（措法 41 の 18）、認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の２）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の３）、住宅耐震改修特別控除（措法 41 の 19 の２）、住宅特定改修特別税額控除（措法 41 の 19 の３）、認定住宅新築等特別税額控除（措法 41 の 19 の４）、外国税額控除（所得税法 95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 10 条の２から第 10 条の４までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2　上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

（注）平成 27 年分においてこの控除の適用を受ける場合は、「調整前事業所得税額」を平成 27 年改正前の措法（以下「旧措法」といいます。）第 10 条第６項に定める「事業所得に係る所得税額」に読み替えて使用します。

(3)　「③」欄には、**『試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額に関する明細書』**（以下「明細書」といいます。）の「⑩」欄の金額を記載します。

(4)　「④」欄には、明細書の「⑪」欄の金額を記載します。

(5)　「⑫」欄には、明細書の「⑤」欄の金額を記載します。

(6)　「⑳」欄は、措法第 10 条第４項第１号（旧措法第 10 条第６項第１号）の規定の適用を受ける場合には「又は⑲の金額」を抹消し、同項第２号の規定の適用を受ける場合には「⑪の金額又は」を抹消して記載します。

(7)　「㉑」欄には、**『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』**の「⑤」欄のＢの金額を記載します。

2　提出先

納税地の所轄税務署長

3　根拠条文

措法第 10 条、旧措法第 10 条

試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成 27 年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第 10 条第６項に規定する試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法 10」と記載してください。

なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

1　記載要領

(1)　「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。

(2)　「②」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

（注）1　上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第 10 条から第 10 条の６までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法 41、41 の３の２）、政党等寄附金特別控除（措法 41 の 18）、認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の２）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の３）、住宅耐震改修特別控除（措法 41 の 19 の２）、住宅特定改修特別税額控除（措法 41 の 19 の３）、認定住宅新築等特別税額控除（措法 41 の 19 の４）、外国税額控除（所得税法 95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。）第 10 条の２から第 10 条の４までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

2　上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

(3)　「③」欄には、**『試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額に関する明細書』**（以下「明細書」といいます。）の「⑩」欄の金額を記載します。

(4)　「④」欄には、明細書の「⑪」欄の金額を記載します。

(5)　「⑫」欄には、明細書の「⑤」欄の金額を記載します。

(6)　「⑳」欄は、旧措法第 10 条第６項第１号の規定の適用を受ける場合には「又は⑲の金額」を抹消し、同項第２号の規定の適用を受ける場合には「⑪の金額又は」を抹消して記載します。

(7)　「㉑」欄には、**『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』**の「⑫」欄のＢの金額を記載します。

2　提出先

納税地の所轄税務署長

3　根拠条文

旧措法第 10 条

改　正　後	改　正　前
（削除）	個⑥040　中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】 中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書 （平成　　年分）　　氏名 中小企業者の試験研究費の税額控除 試験研究費の額 ① 円 試験研究費の総額に係る税額控除限度額（①×12/100） ② 比較試験研究費の額（⑮の計）÷前3年以内の各年分の数 ③ 試験研究費の増加額（①−③）（①≦③の場合は0） ④ 試験研究費の増加額に係る税額控除限度額（④×2/100） ⑤ 中小企業者税額控除限度額（②＋⑤） ⑥ 事業所得に係る税額 ⑦ 税額基準額（⑦×20/100） ⑧ 本年特別控除額（⑥と⑧のうち少ない金額） ⑨ 前年繰越分 差引本年税額基準超額（⑧−⑨） ⑩ 繰越中小企業者税額控除限度超過額（⑤） ⑪ 本年控除額（⑥と⑪のうち少ない金額）（(⑤のA)≦(⑤のB)の場合は0） ⑫ 所得税額の特別控除（⑨＋⑫） ⑬ 比較試験研究費の額等の明細 年分 ⑭ ／ 試験研究費の額 ⑮ ／ 12/事業を営んでいた月数 ⑯ ／ 改定試験研究費の額（⑮×⑯） ⑰ 前三年以内の各年分 平成　年分 円 12 円 平成　年分 12 平成　年分 12 計 基準試験研究費の額（前年、前々年の⑰の金額のうち多い金額） ⑱ 繰越税額控除の計算に関する明細 前年超過要件に係る試験研究費の額の計算 本年分 A ／ 前年分 B 試験研究費の額 ⑲ 円 円 ⑲のうち特別償却実施額 開発研究用設備の償却費 ⑳ 普通償却費 ㉑ 特別償却実施額（⑳−㉑） ㉒ 差引試験研究費の額（⑲又は（⑲−㉒）） ㉓ 12/事業を営んでいた月数の数 ㉔ 12 改定差引試験研究費の額（㉓×㉔） ㉕ 円 繰越中小企業者税額控除限度超過額の計算 年分 ／ 前年繰越額又は本年控除額の改算 ㉖ ／ 本年控除額 ㉗ ／ 翌年繰越額（㉖−㉗） ㉘ 平成　年分（前年分） 円 ㉗ 円 本年分 ㉖ ㉗ 円 合計	

改　正　後	改　正　前
（削除）	個⑥040　中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面 **中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書** この明細書は、青色申告者が平成 20 年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第 10 条第 4 項に規定する中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。 この明細書は、中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。 なお、この控除は、旧措法第 10 条第 1 項から第 3 項までに規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除を適用する年分及び事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。 1　記載要領 (1)「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。 (2)「⑦」欄には、次の算式により計算した額を記載します。 総所得金額に係る所得税額　×　$\frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ （注）1　上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、旧措法第 10 条から第 10 条の 7 までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法 41、41 の 3 の 2）、政党等寄附金特別控除（措法 41 の 18）、住宅耐震改修特別控除（措法 41 の 19 の 2）、電子証明書等特別控除（措法 41 の 19 の 5）及び外国税額控除（所法 95）の規定を適用しないで計算した額です。 2　上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。 (3)「⑨」欄の分母には、「⑩」欄の各年の事業を営んでいた期間の月数を記載します。 （注）「月数」は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数は切り捨てます。 (4)「⑬」欄には、研究開発用設備について所得税法第 49 条第 1 項の規定により計算した償却費の額を記載します。 2　提出先 納税地を所轄する税務署長 3　根拠条文 旧措法第 10 条、平成 18 年所法等改正法附則第 79 条

改　正　後	改　正　前
個⑥040　試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除,、中小事業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除、特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書【表面】 試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除又は 中小事業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除及び 特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書 （平成　年分）　氏名 試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除又は中小事業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除 試験研究費の総額　①　円 同上のうち特別試験研究費以外の額　② ①のうち試験研究費の総額に係る税額控除又は中小事業者の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額　③ 控除対象試験研究費の額（②＋③）　④ 平均売上金額　⑤ 試験研究費割合（③÷⑤）　⑥ 試験研究費割合が12%を超える場合の試験研究費の総額等に係る税額控除額の計算 ①と10%の場合　⑦　0.1 ⑥×0.4＋0.2　⑧ 税額控除限度額（④×⑦）又は（④×⑧）　⑨ 中小事業者税額控除限度額（④×10/100）　⑩ 調整前事業所得税額　⑪ 本年税額基準額（⑪×10/100）　⑫ 本年税額控除可能額（⑨と⑩のうち少ない金額）　⑬ 所得税額総通構成額　⑭ 本年税額控除額（⑬－⑭）　⑮ 特別試験研究費に係る税額控除 特別試験研究費の額（⑯の⑰）　⑯　円 試験研究費の総額に係る税額控除又は中小事業者が試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額　⑰ 控除対象特別試験研究費の額（⑯－⑰）　⑱ 同上のうち税額控除割合が12%である試験研究に係る特別試験研究費の額（⑱と⑩のうち少ない金額）　⑲ 特別研究税額控除限度額（⑱×8/100＋（⑱－⑲）×4/100）　⑳ 本年税額基準額（⑪×8/100）　㉑ 本年税額控除可能額（⑳と㉑のうち少ない金額）　㉒ 所得税額総通構成額　㉓ 本年税額控除額（㉒－㉓）　㉔ 所得税額の特別控除額（⑮＋㉔）　㉕ （平成28年分以降用） 特別試験研究費の額の明細 措置法第10条第3項各号の区分号 ㉖ / 特別試験研究の内容 ㉗ / 特別試験研究費の額 ㉘ 第1号・第2号　円 第1号・第2号 第1号・第2号 第1号・第2号 第1号・第2号 ㉙ 同上のうち㉖が第1号である特別試験研究に係る特別試験研究費の額　㉚	（新設）

改　正　後	改　正　前
個⑥040　試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除,、中小事業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除、特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】 **試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除又は** **中小事業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除及び** **特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書** この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第1項、第2項及び第3項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。 この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。 また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10」と記載してください。 なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。 1　記載要領 (1)　「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。 (2)　「⑥」欄には、**『試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書』**の「⑤」欄の金額を記載します。 (3)　「⑧」欄には、「⑥<10%」の場合には「⑥×0.2＋8/100」で計算した金額を記載します。 (4)　「⑨」欄には、「⑧」欄の記載がない場合には「④×⑦」の金額を記載し、「⑧」欄の記載がある場合には「④×⑧」の金額を記載します。 (5)　「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。 総所得金額に係る所得税額（※1）　×　事業所得の金額 / i＋ii（※2） i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。） ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。） ※1　上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、外国税額控除（所得税法95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。 ※2　上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。 (6)　「⑭」欄には、**『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』**の「⑥」欄のBの金額を記載します。 (7)　「⑮」欄は、**『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』**の「⑦」欄のBの金額を記載します。 (8)　「⑯」欄及び「㉑」欄は、本年分の試験研究費のうちに特別試験研究費の額がある場合に、その特別試験研究費について、措法第10条第3項の該当号及び当該試験研究の内容を記載します。 （注）　その特別試験研究費が措法施行令第5条の3第9項第1号から第3号まで及び第5号から第9号までに掲げる試験研究に係るものであるときには、所定の証明書の添付が必要となります。 2　提出先 納税地の所轄税務署長 3　根拠条文 措法第10条	（新設）

改　正　後	改　正　前
（削除）	個⑥040-1　中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 21 年分以降用）【表面】 中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書 （平成　　年分）　　氏名＿＿＿＿＿＿ 中小企業者の試験研究費の税額控除 試験研究費の額 ①　円 中小企業者税額控除限度額（①×12/100） ② 事業所得に係る所得税額 ③ 税額基準額（③×20/100） ④ 本年特別控除額（②と④のうち少ない金額） ⑤ 前年繰越分 差引本年税額基準額残額（④−⑤） ⑥ 繰越中小企業者税額控除限度超過額（⑬の計） ⑦ 本年控除額（⑥と⑦のうち少ない金額）（⑩のA）≦（⑫のB）の場合は0） ⑧ 所得税額の特別控除額（⑤+⑧） ⑨ 繰越税額控除の計算に関する明細 前年超過要件に係る試験研究費の額の計算 本年分 A　前年分 B 試験研究費の額 ⑩　円　円 12/事業を営んでいた月数 ⑪　12 改定試験研究費の額（⑩×⑪） ⑫　円 翌年繰越中小企業者税額控除限度超過額の計算 年分　前年繰越額又は本年控除限度額 ⑬　本年控除額 ⑭　翌年繰越額（⑬−⑭） ⑮ 平成　年分（前年分）　円　⑥　円 本年分　②　⑤　円 合計 （平成21年分以降用）

改　正　後	改　正　前
（削除）	個⑥040-1　中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 21 年分以降用）【裏面】 **中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書** この明細書は，青色申告者が平成 21 年６月改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第 10 条第４項に規定する中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。 この明細書は，中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。 なお，この控除は，旧措法第 10 条第１項第３項までに規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除を適用する年分及び事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので，ご注意ください。 １　記載要領 (1)「①」欄には，本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。 (2)「③」欄には，次の算式により計算した額を記載します。 総所得金額に係る所得税額　×　$\frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ （注）１　上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は，配当控除後の額をいい，旧措法第 10 条から第 10 条の６までの所得税額の特別控除，(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法 41，41 の３の２)，政党等寄附金特別控除（措法 41 の 18），住宅耐震改修特別控除（措法 41 の 19 の２），住宅特定改修特別税額控除（措法 41 の 19 の３），認定長期優良住宅新築等特別税額控除（措法 41 の 19 の４），電子証明書等特別控除（措法 41 の 19 の５）及び外国税額控除（所法 95）の規定を適用しないで計算した額です。 ２　上記の算式中の分母の「総所得金額」は，純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。 (3)「④」欄の分母には，事業を営んでいた期間の月数を記載します。 （注）「月数」は，暦に従って計算し，１月に満たない端数は切り捨てます。 (4)「⑤」欄の「平成　　年分」欄は，前年のこの明細書の「⑨」欄の金額を移記します。 ２　提出先 納税地を所轄する税務署長 ３　根拠条文 旧措法第 10 条

改　正　後	改　正　前
個⑥041　試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書 （様式省略）	個⑥036-1　試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書 （同左）

改　正　後	改　正　前
（削除）	個⑥042　中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）【表面】 中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表） （平成　　年分）　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿ 資産の区分 ① 租税特別措置法第10条の3の該当項 ／ ② 種類 ／ ③ 特定機械装置等の名称 ／ ④ 取得又は賃借の年月日 ／ ⑤ 指定事業の用に供した年月日 ⑥ 取得価額又は製作価額 ⑦ 改定取得価額（⑥又は⑥×75/100） リース費用 ⑧ リース料（月額） ／ ⑨ リース契約期間の月数 ／ ⑩ リース費用の総額 ／ ⑪ 基準リース料（⑩×60/100） 特別控除額の計算 ⑫ 総所得金額 ／ ⑬ 事業所得の金額 ／ ⑭ 事業所得の割合（⑬/⑫） ／ ⑮ 総所得金額に係る所得税額 ／ ⑯ 事業所得に係る税額（⑮×⑭） ／ ⑰ 本年税額基準額（⑯×20/100） 取得分 ⑱ 改定取得価額の合計額（⑦の合計） ／ ⑲ 税額控除限度額（⑱×7/100） ／ ⑳ 特別控除額（⑲と⑰のいずれか少ない方の金額） リース分 ㉑ 基準リース料の総額の合計額（⑪の合計） ／ ㉒ 税額控除限度額（㉑×7/100） ／ ㉓ 本年税額基準額残額（⑰－⑳） ／ ㉔ 特別控除額（㉒と㉓のいずれか少ない方の金額） 前年繰越分 ㉕ 差引本年税額基準額残額（⑰－⑳又は㉓－㉔） ／ ㉖ 繰越税額控除限度超過額（前年分の㉘） ／ ㉗ 繰越税額控除限度超過額から控除される金額（付表の㉙） ／ ㉘ 差引繰越税額控除限度超過額（㉖－㉗） ／ ㉙ 同上のうち本年控除額（㉕と㉘のいずれか少ない方の金額） ㉚ 特別控除額の計（⑳＋㉔＋㉙） 繰越税額控除限度超過額の内訳 ㉛ 取得分（㉖－㉘） ／ ㉜ リース分（㉘－㉙） ／ ㉝ 合計（㉛＋㉜） 特定機械装置等の概要	

改　正　後	改　正　前
（削除）	個⑥042　中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）【裏面】 **中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）** この明細書は、青色申告者である中小企業者が平成21年６月改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の３第３項及び第４項に規定する中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。 なお、平成19年改正前の租税特別措置法（以下「19年旧措法」といいます。）第10条の３第３項、第４項及び第５項に規定する中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除の適用を受ける場合にも、この明細書を使用します。 この明細書は、中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。 １　記載要領 (1)　「①」欄の空欄には、この規定の適用を受ける該当項を記載します。 なお、19年旧措法第10条の３第３項、第４項又は第５項の規定の適用を受ける場合は、欄の上段に「（19年旧法）」と記載してください。 (2)　「②」欄及び「③」欄には、特定機械装置等の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類及び設備の名称を記載します。 (3)　「④」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。 (4)　「⑦」欄には、19年旧措法第10条の３第１項第１号、第２号又は第３号に掲げる減価償却資産については、「⑥」欄の金額を記載し、同項第４号に掲げる減価償却資産については、「⑥」欄の金額に$\frac{75}{100}$を乗じて計算した金額を記載します。 (5)　「取得又は賃借の年月日④」の「賃借の年月日」、「⑧」～「⑪」、「⑭」～「⑰」及び「㉑」の各欄は、平成19年改正前の租税特別措置法施行令第５条の５に規定するリース契約が平成20年３月31日以前に締結されたものである場合に限り記載してください。 (6)　「⑧」欄に、暦に従って計算し、１月未満の端数は切り上げて記載します。 (7)　「⑨」欄には、特定機械等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該減価償却資産の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。 (8)　「⑫」欄には、損益通算や雑損失・純損失の繰越控除をする前の本年分の利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、総合譲渡所得の金額（長期譲渡所得にあっては、２分の１後の金額）、一時所得の金額（２分の１後の金額）又は雑所得の金額（これらの所得のうち赤字のものは除きます。）の合計額を記載します。 (9)　「⑬」欄には、本年分の確定申告書に記載した営業等所得の金額及び農業所得の金額の合計額（これらの所得のうちに赤字のものがあるときは通算後の金額）を記載します。 (10)　「⑬」欄には、本年分の総所得金額に係る所得税額を記載しますが、配当控除がある場合には、これを控除した後の金額を記載します。 (11)　「㉑」欄には、リース分の特別控除額がない場合には「⑮－⑳」の金額を記載し、リース分の特別控除額がある場合には「㉒－㉔」の金額を記載します。 (12)　「㉒」欄には、その年の前年に指定事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた特定機械等をその年に指定事業の用に供しなくなった場合に、19年旧措法第10条の３第６項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を、付表により計算した上記載します。 (13)　「特定機械装置等の概要」欄には、減価償却資産が特定機械装置等に該当することの詳細を記載します。 ２　提出先 納税地を所轄する税務署長 ３　根拠条文 旧措法第10条の３、19年旧措法第10条の３、平成19年所法等改正法附則第66条

改　正　後

個⑥042　□の割増償却に関する明細書【裏面】

□ の割増償却に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）などに規定する各種の割増償却の適用を受ける場合に使用します。

なお、平成 20 年４月１日以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約により取得したものについては、これらの割増償却の適用はありません。

この明細書は、これらの割増償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1　記載要領

⑴　標題「□ の割増償却に関する明細書」の空白の箇所には、適用を受ける割増償却が措法などに規定するいずれの割増償却であるかを、例えば、措法第 13 条《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却》の適用を受けるときは「障害者を雇用する場合の機械等」などのように記載します。

⑵　この明細書は、青色申告決算書の「減価償却費の計算」欄の記載方法に準じて記載します。

⑶　「⑤」欄には、所得税法第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

⑷　「⑫」欄には、通常の使用時間を超えて使用した機械装置について、所得税法施行令第 133 条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとしたときに、その増加償却費の額を記載します。

なお、（旧）定率法又は取替法を採用している者が「普通償却費」欄の計算をする場合において、前年からの割増償却費の繰越額（前年償却不足額）があるときは、その繰越額は既に償却されたものとみなしてその年分の普通償却費の額を計算します。

⑸　「⑭」欄には、「⑬」欄の金額に予定の割増償却率を乗じて計算した金額を記載します。

なお、（　%）内には、その割増償却率を記載します。

⑹　「⑱」欄には、「⑭」欄の割増償却可能額の全額をその年分の必要経費に算入しなかったため、翌年に繰り越す割増償却可能額がある場合に、その繰り越した金額を記載します。

（注）　「⑮」欄の金額は、更に翌年に繰り越すことはできません。

2　提出先

納税地の所轄税務署長

3　根拠条文

措法第 12 条、第 13 条、第 13 条の２、第 14 条の２、第 15 条　等

改　正　前

個⑥041　□の割増償却に関する明細書【裏面】

□ の割増償却に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）などに規定する各種の割増償却の適用を受ける場合に使用します。

なお、平成 20 年４月１日以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約により取得したものについては、これらの割増償却の適用はありません。

この明細書は、これらの割増償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1　記載要領

⑴　標題「□ の割増償却に関する明細書」の空白の箇所には、適用を受ける割増償却が措法などに規定するいずれの割増償却であるかを、例えば、措法第 13 条《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等》の適用を受けるときは「障害者を雇用する場合の機械等」などのように記載します。

⑵　この明細書は、青色申告決算書の「減価償却費の計算」欄の記載方法に準じて記載します。

⑶　「⑤」欄には、所得税法第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

⑷　「⑫」欄には、通常の使用時間を超えて使用した機械装置について、所得税法施行令第 133 条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとしたときに、その増加償却費の額を記載します。

なお、（旧）定率法又は取替法を採用している者が「普通償却費」欄の計算をする場合において、前年からの割増償却費の繰越額（前年償却不足額）があるときは、その繰越額は既に償却されたものとみなしてその年分の普通償却費の額を計算します。

⑸　「⑭」欄には、「⑬」欄の金額に予定の割増償却率を乗じて計算した金額を記載します。

なお、（　%）内には、その割増償却率を記載します。

⑹　「⑱」欄には、「⑭」欄の割増償却可能額の全額をその年分の必要経費に算入しなかったため、翌年に繰り越す割増償却可能額がある場合に、その繰り越した金額を記載します。

（注）　「⑮」欄の金額は、更に翌年に繰り越すことはできません。

2　提出先

納税地の所轄税務署長

3　根拠条文

措法第 12 条、第 13 条、第 13 条の２、第 13 条の３、第 14 条の２、第 15 条　等

改　正　後	改　正　前
（削除）	個⑥043　中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（付表）【表面】 中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（付表） （平成　　年分）　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿ 供用税法設備の明細 資産区分 種類 ① / 特定機械装置等の名称 ② / 資産年月日 ③ 平・・ / リース契約期間の月数 ④ 月 / 指定事業の用に供した年月日 ⑤ 平・・ / 指定事業の用に供しなくなった年月日 ⑥ 平・・ / 指定事業の用に供した月数（④−⑥） ⑦ 月 / 税額控除限度額 リース費用の総額 ⑧ 円 / 基準リース料（⑧×60/100） ⑨ / リース税額控除限度額（⑨×1/100） ⑩ Ⓐ Ⓑ 本表の繰越税額控除限度超過額から控除される金額の計算 供用年に除却等した設備のリース税額控除 供用年のリース特別控除額（前年分の本表の⑬） ⑪ / Ⓐ又は（Ⓐ＋Ⓑ） ⑫ ⑫のⒶ ⑪のⒶ＋Ⓑ / ⑪−⑫（赤字のときは0） ⑬ / 供用年リース税額控除実施額（⑩と⑬のいずれか少ない方の金額） ⑭ 供用廃止設備に係る繰越リース税額控除限度超過額（（⑨−⑭）の計） ⑮ / 差引本年税額基準額残額（本表の㉑） ⑯ / 供用年の取得に係る繰越税額控除限度超過額（前年分の本表の㉓） ⑰ / ⑯のうち、リースに係る繰越税額控除限度超過額に対応する金額（⑯−⑰（赤字のときは0）） ⑱ / ⑰と⑱のいずれか少ない方の金額 ⑲ / 同上のうち、指定事業の用に供しなくなった期間に対応する金額（⑲×（④−⑦）/④） ⑳ / 供用年のリース分に係る繰越税額控除限度超過額（前年分の本表の㉕） ㉑ / ⑳−㉑（赤字のときは0） ㉒ / 本表の繰越税額控除限度超過額から控除される金額（⑮＋㉒） ㉓ 参考事項	

改　正　後	改　正　前
（削除）	個⑥043　中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（付表）【裏面】 中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（付表） この明細書は、青色申告者である中小企業者がその年の前年に指定事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた特定機械装置等を、その年に指定事業の用に供しなくなった場合に、平成19年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の３第６項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を計算するために使用します。 この明細書は、「中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書」（本表）とともに、確定申告書に添付してください。 １　記載要領 (1)　「①」欄及び「②」欄には、特定機械装置等の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類及び設備の名称を記載します。 ②　「④」欄及び「⑦」欄は、暦に従って計算し、１月未満の端数は切り上げて記載します。 ③　「⑧」欄には、特定機械等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該減価償却資産の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。 ２　提出先 納税地を所轄する税務署長 ３　根拠条文 旧措法第10条の３

改　正　後	改　正　前
個⑥043　中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分以降用） （様式省略）	個⑥041-1　中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分以降用） （同左）

改　正　後	改　正　前
個⑥043　中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分以降用） （様式省略） 個⑥043-1　中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 26 年分以降用）【表面】 	個⑥041-1　中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分以降用） （同左） 個⑥041-2　中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 26 年分以降用）【表面】

改　正　後	改　正　前
個⑥043-1　中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 26 年分以降用）【裏面】	個⑥041-2　中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 26 年分以降用）【裏面】

中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者である中小事業者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の３第５項から第７項までに規定する中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の３」と記載してください。

（注）平成27年分以前においてこの特別控除の適用を受ける場合は、「中小事業者」を平成27年改正前の措法（以下「旧措法」といいます。）第10条第４項に定める「中小企業者」に、「法」欄の「調整後事業所得税額」を旧措法第10条の３第５項に定める「事業所得に係る所得税額」に読み替えて使用します。

１　記載要領

(1)　「①」欄の空欄には、この規定の適用を受ける該当号を記載します。

なお、特定生産性向上設備等に該当するものである場合には、「特定生産性向上設備等」を○で囲みます。

(2)　「②」欄及び「③」欄には、特定機械装置等の別用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類又は設備の名称を記載します。

(3)　「④」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

(4)　「⑤」欄には、措法第10条の３第１項第４号に掲げる減価償却資産については、「④」欄の金額に $\frac{70}{100}$ を乗じて計算した金額を記載します。

(5)　「⑥」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

総所得金額に係る所得税額（※１）　×　$\frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$（※２）

イ　事業所得、不動産所得、山林所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算後の金額になります。）

ロ　総合課税の長期譲渡所得の２分の１の金額と一時所得の２分の１の金額の合計額（これらの金額は、措置法適用前の金額になります。）

※１　上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除等の額をいい、措法第10条から第10条の６までの所得税額の特別控除、（特定地域等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の３の２）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除（措法41の18の２）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の３）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の２）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の３）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の４）、外国税額控除（所法95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条の２から第10条の４までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※２　上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の順序の所得金額の合計額です。

(6)　「⑦」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑫」欄のＢの金額を記載します。

(7)　「⑧」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑭」欄のＢの金額を記載します。

(8)　「⑨」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑯」欄のＢの金額を記載します。

(9)　平成26年分の所得税につきこの特別控除の適用を受ける場合の「⑩」欄の「平成　年分（前年分）」には、前年分の「⑩」欄の本年分の金額を転記します。

(10)　「⑪」欄の外書には、措法第10条の６の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の４などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「所得税額控過構成額Ｂ」の各欄の金額を記載します。

この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。

(11)　「機械装置等の種類」欄には、減価償却資産が特定機械装置等に該当することの詳細を記載します。

２　提出先

納税地の所轄税務署長

３　根拠条文

措法第10条の３

中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者である中小企業者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の３第５項から第７項までに規定する中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の３」と記載してください。

１　記載要領

(1)　「①」欄の空欄には、この規定の適用を受ける該当号を記載します。

なお、特定生産性向上設備等に該当するものである場合には、「特定生産性向上設備等」を○で囲みます。

(2)　「②」欄及び「③」欄には、特定機械装置等の別用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類又は設備の名称を記載します。

(3)　「④」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

(4)　「⑤」欄には、措法第10条の３第１項第４号に掲げる減価償却資産については、「④」欄の金額に $\frac{70}{100}$ を乗じて計算した金額を記載します。

(5)　「⑥」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

総所得金額に係る所得税額　×　$\frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$

（注）１　上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の６までの所得税額の特別控除、（特定地域等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の３の２）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除（措法41の18の２）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の３）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の２）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の３）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の４）、外国税額控除（所法95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条の２から第10条の４までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

２　上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の順序の所得金額の合計額です。

(6)　「⑦」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑫」欄のＢの金額を記載します。

(7)　「⑧」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑭」欄のＢの金額を記載します。

(8)　「⑨」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑯」欄のＢの金額を記載します。

(9)　平成26年分の所得税につきこの特別控除の適用を受ける場合の「⑩」欄の「平成　年分（前年分）」には、前年分の「⑩」欄の本年分の金額を転記します。

(10)　「⑪」欄の外書には、措法第10条の６の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の４などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「所得税額控過構成額Ｂ」の各欄の金額を記載します。

この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。

(11)　「機械装置等の種類」欄には、減価償却資産が特定機械装置等に該当することの詳細を記載します。

２　提出先

納税地の所轄税務署長

３　根拠条文

措法第10条の３

改　正　後	改　正　前
個⑥044　特別修繕準備金に関する明細書 （様式省略） 個⑥045　探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書 （様式省略）	個⑥045　特別修繕準備金に関する明細書 （同左） 個⑥046　探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書 （同左）

改　正　後	改　正　前
個⑥046　□の特別償却に関する明細書【裏面】	個⑥050　□の特別償却に関する明細書【裏面】

□ の特別償却に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）などに規定する各種の特別償却の適用を受ける場合に使用します。

なお、平成 20 年４月１日以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約により取得した機械設備等については、これらの特別償却の適用はありません。

この明細書は、これらの特別償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

１　記載要領

⑴　標題「 □ の特別償却に関する明細書」の空白の箇所には、適用を受ける特別償却が措法又は震災特例法などに規定するいずれの特別償却であるかを、例えば、措法第 11 条《特定設備等の特別償却》の適用を受けるときは「特定設備等」、措法第 12 条の２《医療用機器の特別償却》の適用を受けるときは「医療用機器」などのように記載します。

⑵　この明細書は、青色申告決算書の「減価償却費の計算」欄の記載方法に準じて記載します。

⑶　「⑥」欄には、所得税法第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

⑷　「⑬」欄には、通常の使用時間を超えて使用した機械装置について、所得税法施行令第 133 条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとしたときに、その増加償却費の額を記載します。

なお、(旧) 定率法又は取替法を採用している者が「普通償却費」欄の計算をする場合において、前年（事業の用に供した年）からの特別償却費の繰越額（前年償却不足額）があるときは、その繰越額は既に償却されたものとみなしてその年分の普通償却費の額を計算します。

⑸　「特別償却費」欄の「機械設備等を事業の用に供した年」(⑮～⑰) 欄は、機械設備等を取得した日の属する年分の事業所得の計算上これらの特別償却の適用を受けるときに記載し、「機械設備等を事業の用に供した年の翌年」(⑱～⑲) 欄は、機械設備等を事業の用に供した年の翌年の事業所得の計算上前年から繰り越された特別償却限度額について特別償却の適用を受けるときに記載します。

また、「⑮」欄には、機械設備等の取得価額（⑥の金額。ただし、措法第 10 条の３に規定する特定の機械設備等などについては、⑥の金額に所定の割合を乗じて計算した金額）に、特別償却率（（　%）内に記載します。）を乗じて計算した金額を記載します。

(注)　平成 24 年４月１日から平成 26 年３月 31 日までの間に取得等をした集積産業用資産である一定の機械及び装置につき平成 26 年改正前の措法第 11 条の２第１項の規定の適用を受ける場合で、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「産業集積法」といいます。）第 19 条第１号に掲げる業種に属する事業に係る集積産業用資産（以下「産業集積法第 19 条第１号業種用集積産業用資産」といいます。）の取得価額の合計額が 50 億円を超える場合又は産業集積法第 19 条第２号に掲げる業種に属する事業に係る集積産業用資産（以下「農林漁業関連業種用集積産業用資産」といいます。）の取得価額の合計額が 30 億円を超える場合については、次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額に特別償却率（（　%）内に記載します。）を乗じて計算した金額を「⑮」欄に記載します。

i　産業集積法第 19 条第１号業種用集積産業用資産　50 億円　×　⑥ / 産業集積法第19条第１号業種用集積産業用資産の取得価額の合計額

ii　農林漁業関係業種用集積産業用資産　30 億円　×　⑥ / 農林漁業関係業種用集積産業用資産の取得価額の合計額

なお、次の場合などにおいては、「⑮」欄には、「⑥－⑭」の金額を記載します。

・　平成 25 年４月１日から平成 28 年３月 31 日までの間に取得等をした措法第 10 条の２の２第１項第１号ロに規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
・　平成 25 年４月１日から平成 27 年３月 31 日までの間に取得等をした平成 27 年改正前の措法第 10 条の２の２第１項第１号イに規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
・　平成 25 年４月１日から平成 26 年３月 31 日までの間に取得等をした平成 26 年改正前の措法第 10 条の２の２第１項第１号ハに規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
・　産業競争力強化法の施行の日（平成 26 年１月 20 日）から平成 29 年３月 31 日までの間に取得等をした措法第 10 条の３第３項に規定する特定生産性向上設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
・　平成 26 年４月１日以後に取得等をした機械及び装置につき、特定の個人が震災特例法第 10 条の２第１項の規定の適用を受ける場合
・　平成 26 年４月１日から平成 28 年３月 31 日までの間に取得等をした一定の減価償却資産につき、平成 26 年改正前の震災特例法第 10 条の２第１項の規定の適用を受ける場合
・　東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）の施行の日（平成 23 年 12 月 26 日）から平成 26 年３月 31 日までの間に取得等をした産業集積事業用機械装置につき、平成 26 年改正前の震災特例法第 10 条の２第１項の規定の適用を受ける場合
・　避難等指示が解除された日から同日以後５年を経過する日までの間に取得等をした一定の特定機械装置等につき、震災特例法第 10 条の２の２第１項の規定の適用を受ける場合
・　平成 28 年４月１日以後に取得等した一定の開発研究用資産につき、特定の個人が震災特例法第 10 条の５第１項の規定の適用を受ける場合（※）
・　復興特区法の施行の日（平成 23 年 12 月 26 日）から平成 28 年３月 31 日までの間に取得等をした一定の開発研究用資産につき、平成 26 年改正前の震災特例法第 10 条の５第１項の規定の適用を受ける場合（※）

※　この場合の減価償却費について、試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合には、特別試験研究費として取り扱われます。

２　提出先

納税地の所轄税務署長

３　根拠条文

措法第 10 条の２、第 10 条の３、第 10 条の４、第 10 条の５の２、第 10 条の５の３、第 10 条の５の５、第 11 条、第 11 条の２、第 11 条の３、第 12 条、第 12 条の２、震災特例法第 10 条の２、第 10 条の２の２、第 10 条の２の３、第 10 条の５　等

□ の特別償却に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）などに規定する各種の特別償却の適用を受ける場合に使用します。

なお、平成 20 年４月１日以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約により取得した機械設備等については、これらの特別償却の適用はありません。

この明細書は、これらの特別償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

１　記載要領

⑴　標題「 □ の特別償却に関する明細書」の空白の箇所には、適用を受ける特別償却が措法又は震災特例法などに規定するいずれの特別償却であるかを、例えば、措法第 11 条《特定設備等の特別償却》の適用を受けるときは「特定設備等」、措法第 12 条の２《医療用機器の特別償却》の適用を受けるときは「医療用機器」などのように記載します。

⑵　この明細書は、青色申告決算書の「減価償却費の計算」欄の記載方法に準じて記載します。

⑶　「⑥」欄には、所得税法第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

⑷　「⑬」欄には、通常の使用時間を超えて使用した機械装置について、所得税法施行令第 133 条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとしたときに、その増加償却費の額を記載します。

なお、(旧) 定率法又は取替法を採用している者が「普通償却費」欄の計算をする場合において、前年（事業の用に供した年）からの特別償却費の繰越額（前年償却不足額）があるときは、その繰越額は既に償却されたものとみなしてその年分の普通償却費の額を計算します。

⑸　「特別償却費」欄の「機械設備等を事業の用に供した年」(⑮～⑰) 欄は、機械設備等を取得した日の属する年分の事業所得の計算上これらの特別償却の適用を受けるときに記載し、「機械設備等を事業の用に供した年の翌年」(⑱～⑲) 欄は、機械設備等を事業の用に供した年の翌年の事業所得の計算上前年から繰り越された特別償却限度額について特別償却の適用を受けるときに記載します。

また、「⑮」欄には、機械設備等の取得価額（⑥の金額。ただし、措法第 10 条の３に規定する特定の機械設備等などについては、⑥の金額に所定の割合を乗じて計算した金額）に、特別償却率（（　%）内に記載します。）を乗じて計算した金額を記載します。

(注)　平成 24 年４月１日から平成 26 年３月 31 日までの間に取得等をした集積産業用資産である一定の機械及び装置につき平成 26 年改正前の措法第 11 条の２第１項の規定の適用を受ける場合で、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「産業集積法」といいます。）第 19 条第１号に掲げる業種に属する事業に係る集積産業用資産（以下「産業集積法第 19 条第１号業種用集積産業用資産」といいます。）の取得価額の合計額が 50 億円を超える場合又は産業集積法第 19 条第２号に掲げる業種に属する事業に係る集積産業用資産（以下「農林漁業関連業種用集積産業用資産」といいます。）の取得価額の合計額が 30 億円を超える場合については、次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額に特別償却率（（　%）内に記載します。）を乗じて計算した金額を「⑮」欄に記載します。

i　産業集積法第 19 条第１号業種用集積産業用資産　50 億円　×　⑥ / 産業集積法第19条第１号業種用集積産業用資産の取得価額の合計額

ii　農林漁業関係業種用集積産業用資産　30 億円　×　⑥ / 農林漁業関係業種用集積産業用資産の取得価額の合計額

なお、次の場合などにおいては、「⑮」欄には、「⑥－⑭」の金額を記載します。

・　平成 25 年４月１日から平成 28 年３月 31 日までの間に取得等をした措法第 10 条の２の２第１項第１号ロに規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
・　平成 25 年４月１日から平成 27 年３月 31 日までの間に取得等をした平成 27 年改正前の措法第 10 条の２の２第１項第１号イに規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合・　平成 25 年４月１日から平成 26 年３月 31 日までの間に取得等をした平成 26 年改正前の措法第 10 条の２の２第１項第１号ハに規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
・　産業競争力強化法の施行の日（平成 26 年１月 20 日）から平成 29 年３月 31 日までの間に取得等をした措法第 10 条の３第３項に規定する特定生産性向上設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
・　平成 26 年４月１日以後に取得等をした一定の減価償却資産につき、震災特例法第 10 条の２第１項の規定の適用を受ける場合
・　東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）の施行の日（平成 23 年 12 月 26 日）から平成 26 年３月 31 日までの間に取得等をした産業集積事業用機械装置につき、平成 26 年改正前の震災特例法第 10 条の２第１項の規定の適用を受ける場合
・　避難等指示が解除された日から同日以後５年を経過する日までの間に取得等をした一定の特定機械装置等につき、震災特例法第 10 条の２の２第１項の規定の適用を受ける場合
・　復興特区法の施行の日（平成 23 年 12 月 26 日）から平成 28 年３月 31 日までの間に取得等をした一定の開発研究用資産につき、震災特例法第 10 条の５第１項の規定の適用を受ける場合

なお、この場合の減価償却費について、試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合には、特別試験研究費として取り扱われます。

２　提出先

納税地の所轄税務署長

３　根拠条文

措法第 10 条の２の２、第 10 条の３、第 10 条の４、第 10 条の５の２、第 10 条の５の３、第 10 条の５の５、第 11 条、第 11 条の２、第 11 条の３、第 12 条、第 12 条の２、震災特例法第 10 条の２、第 10 条の２の２、第 10 条の２の３、第 10 条の５　等

改　正　後	改　正　前
個⑥047　事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分以降用） （様式省略）	個⑥051　事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分以降用） （同左）

改　正　後	改　正　前
（削除）	個⑥052　事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）【表面】 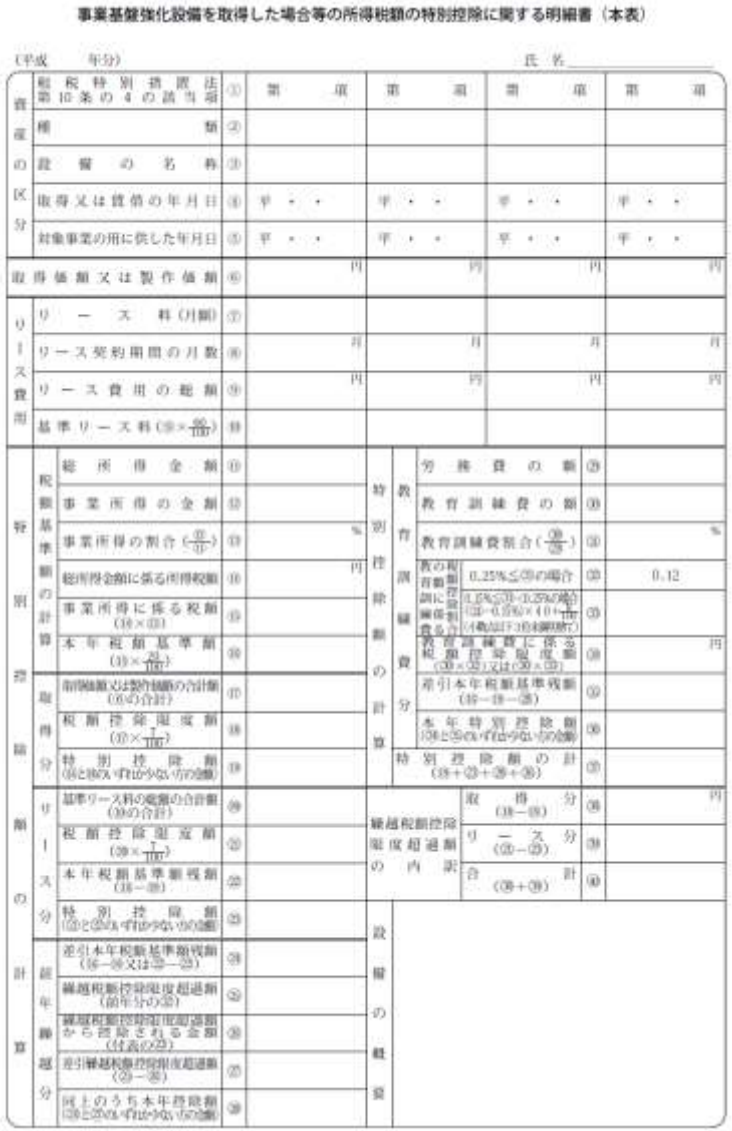 事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表） （平成　　年分）　　氏名 資産の区分：租税特別措置法第10条の4の該当項 ① 第　項 / 第　項 / 第　項 / 第　項 種類 ② 設備の名称 ③ 取得又は賃借の年月日 ④ 平・・ / 平・・ / 平・・ / 平・・ 対象事業の用に供した年月日 ⑤ 平・・ / 平・・ / 平・・ / 平・・ 取得価額又は製作価額 ⑥ 円 / 円 / 円 / 円 リース料（月額） ⑦ リース契約期間の月数 ⑧ 月 / 月 / 月 / 月 リース費用の総額 ⑨ 円 / 円 / 円 / 円 基準リース料（⑦×⑧/100） ⑩ 特別控除額の計算：税額基準額の計算 総所得金額 ⑪ 事業所得の金額 ⑫ 事業所得の割合（⑫/⑪） ⑬ % 総所得金額に係る所得税額 ⑭ 円 事業所得に係る税額（⑭×⑬） ⑮ 本年税額基準額（⑮×7/100） ⑯ 取得分：前年繰越又は翌年繰越の合計額（⑥の合計） ⑰ 税額控除限度額（⑰×7/100） ⑱ 特別控除額（⑯と⑱のいずれか少ない方の金額） ⑲ リース分：基準リース料の総額の合計額（⑩の合計） ⑳ 税額控除限度額（⑳×7/100） ㉑ 本年税額基準額残額（⑯－⑳） ㉒ 特別控除額（㉑と㉒のいずれか少ない方の金額） ㉓ 繰越税額控除限度超過額：差引本年税額基準額残額（⑯－⑳又は㉑－㉓） ㉔ 繰越税額控除限度超過額（前年分の㉕） ㉕ 繰越税額控除限度超過額から控除される金額（付表の㉖） ㉖ 差引繰越税額控除限度超過額（㉕－㉖） ㉗ 同上のうち本年控除額（㉑と㉒のいずれか少ない方の金額） ㉘ 特別控除額の計算：教育訓練費 労務費の額 ㉙ 教育訓練費の額 ㉚ 教育訓練費割合（㉚/㉙） ㉛ % 教の有効割合訓に係る控除割合：0.25%≦㉛の場合 ㉜ 0.12 0.25%≦㉛＜0.25%の場合（㉛－0.25%）×40＋12/100（小数点以下3位未満切捨て） ㉝ 教育訓練費に係る税額控除限度額（㉙×㉜）又は（㉙×㉝） ㉞ 円 差引本年税額基準残額（⑯－⑲－㉞） ㉟ 本年特別控除額（㉘と㉟のいずれか少ない方の金額） ㊱ 特別控除額の計（⑲＋㉓＋㉖＋㊱） ㊲ 繰越税額控除限度超過額の内訳：取得分（㉔－㉖） ㊳ 円 リース分（㉗－㉖） ㊴ 合計（㊳＋㊴） ㊵ 設備の概要

改　正　後	改　正　前
（削除）	個⑥052　事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）【裏面】 **事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）** この明細書は、青色申告者が平成21年６月改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の４第３項、第４項及び第６項（平成21年改正前の租税特別措置法（以下「21年旧措法」といいます。）第３項、第４項及び第６項又は平成20年改正前の租税特別措置法（以下「20年旧措法」といいます。）第10条の４第１項第６号に係る部分を含みます。）に規定する事業基盤強化設備を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。 なお、平成19年改正前の租税特別措置法（以下「19年旧措法」といいます。）第10条の４第３項、第４項及び第５項までに規定する事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除の適用を受ける場合にも、この明細書を使用します。 この明細書は、事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。 １　記載要領 (1)　「①」欄の空欄には、この規定の適用を受ける該当項を記載します。 なお、19年旧措法第10条の４第３項、第４項又は第５項の規定の適用を受ける場合は、欄の上段に「（旧法）」と記載してください。 (2)　「②」欄及び「③」欄には、事業基盤強化設備の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類及び設備の名称を記載します。 (3)　「④」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。 (4)　「⑦」～「⑩」、「⑫」～「⑮」及び「⑲」の各欄は、平成19年改正前の租税特別措置法施行令第５条の６第10項に規定するリース契約が平成20年３月31日以前に締結されたものである場合に限り記載してください。 (5)　「⑥」欄は、表に従って計算し、１月未満の端数は切り上げて記載します。 (6)　「⑦」欄には、事業基盤強化設備のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。 (7)　「⑧」欄には、損益通算や雑損失・純損失の繰越控除をする前のその年分の利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、総合譲渡所得の金額（長期譲渡所得にあっては、２分の１後の金額）、一時所得の金額（２分の１後の金額）又は雑所得の金額（これらの所得のうち赤字のものは除きます。）の合計額を記載します。 (8)　「⑨」欄には、その年分の確定申告書に記載した営業等所得の金額及び農業所得の金額の合計額（これらの所得のうちに赤字のものがあるときは通算後の金額）を記載します。 (9)　「⑩」欄には、その年分の総所得金額に係る所得税額を記載しますが、配当控除がある場合には、これを控除した後の金額を記載します。 (10)　「⑪」欄には、リース分の特別控除額がない場合には「⑩－⑨」の金額を記載し、リース分の特別控除額がある場合には「⑩－⑨」の金額を記載します。 (11)　「⑫」欄には、その年の前年に対象事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた事業基盤強化設備をその年に対象事業の用に供しなくなった場合に、19年旧措法第10条の４第６項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を、付表により計算した上記載します。 (12)　「⑬」欄には、本年分の必要経費に算入される教育訓練費の額（教育訓練費に充てるために他の者から支払を受ける金額を控除した額。）を記載します。 (13)　「⑭」欄には、「⑬」欄の記載がない場合には「⑤×⑫」の金額を記載し、「⑬」欄の記載がある場合には「⑤×⑬」の金額を記載します。 (14)　「設備の概要」欄には、その設備が事業基盤強化設備に該当することの詳細を記載します。 ２　提出先 納税地を所轄する税務署長 ３　根拠条文 旧措法第10条の４，21年旧措法第10条の４，20年旧措法第10条の４，19年旧措法第10条の４，平成19年所法等改正法附則第67条、平成20年所法等改正法附則第35条

改　正　後	改　正　前
（削除）	個⑥053　事業基盤強化設備に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書（付表）【表面】 事業基盤強化設備に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書（付表） （平成　　年分）　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿ 供用廃止設備の明細 資産区分 種類 ① / 設備の名称 ② / 賃借年月日 ③ 平・・ / リース契約期間の月数 ④ 月 / 対象事業の用に供した年月日 ⑤ 平・・ / 対象事業の用に供しなくなった年月日 ⑥ 平・・ / 対象事業の用に供した月数（⑥−⑤） ⑦ 月 / 税額控除相当額 リース費用の総額 ⑧ 円 / 基準リース料（⑧×60/100） ⑨ / リース税額控除限度額（⑨×7/100） ⑩ Ⓐ Ⓑ 本表の繰越税額控除限度超過額から控除される金額の計算 供用廃止設備に係る税額控除実施額の計算 供用年のリース税額控除額（前年分の本表の㉓） ⑪ / Ⓐ又は（Ⓐ＋Ⓑ） ⑫ ⑩のⒶ ⑩のⒶ＋Ⓑ / ⑪−⑫（赤字のときは0） ⑬ / 供用年リース税額控除実施額（⑩と⑬のいずれか少ない方の金額） ⑭ / 供用廃止設備に係る繰越リース税額控除限度超過額（⑩−⑭）の計 ⑮ / 差引本年税額基準額残額（本表の⑯） ⑯ / 供用年の取得に係る繰越税額控除限度超過額（前年分の本表の㉙） ⑰ / ⑮のうち，リースに係る繰越税額控除限度超過額に対応する金額（⑮−⑰（赤字のときは0）） ⑱ / ⑰と⑱のいずれか少ない方の金額 ⑲ / 同上のうち，指定事業の用に供しなくなった期間に対応する金額（⑲×(⑥−⑦)/⑦） ⑳ / 供用年のリース分に係る繰越税額控除限度超過額（前年分の本表の㉛） ㉑ / ㉑−⑳（赤字のときは0） ㉒ / 本表の繰越税額控除限度超過額から控除される金額（⑳＋㉒） ㉓ / 参考事項	

改　正　後	改　正　前
（削除）	個⑥053　事業基盤強化設備に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書（付表）【表面】 事業基盤強化設備に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書（付表） この明細書は、青色申告者がその年の前年に対象事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた事業基盤強化設備を、その年に対象事業の用に供しなくなった場合に、平成19年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の４第６項（措法第10条の４第１項第３号、第５号及び第８号に係る部分を含みます。）の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を計算するために使用します。 この明細書は、「事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）」とともに、確定申告書に添付してください。 １　記載要領 (1)　「①」欄及び「②」欄には、事業基盤強化設備の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類及び設備の名称を記載します。 (2)　「④」欄及び「⑤」欄は、暦に従って計算し、１月未満の端数は切り上げて記載します。 (3)　「⑥」欄には、事業基盤強化設備のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備の賃借に係る費用以外の費用の額を除きます。）を記載します。 ２　提出先 納税地を所轄する税務署長 ３　根拠条文 旧措法第10条の４

改　正　後	改　正　前
（削除）	個⑥055　エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】 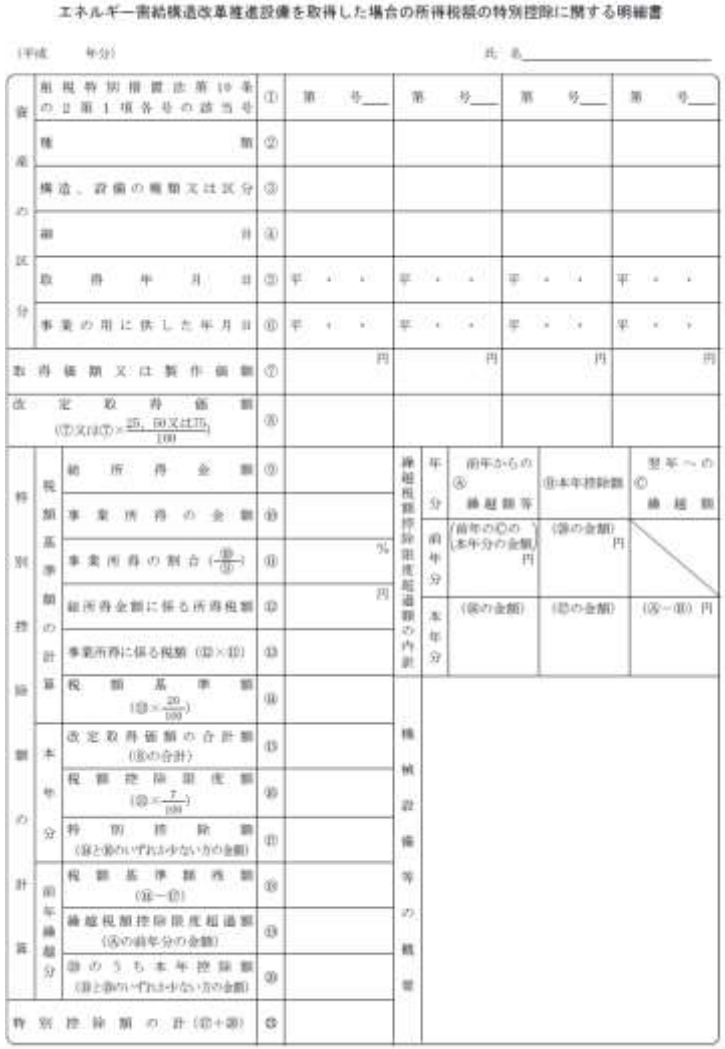 エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書 （平成　　年分）　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿ 資産の区分 租税特別措置法第10条の2第1項各号の該当号　①　第　号＿　第　号＿　第　号＿　第　号＿ 種類　② 構造、設備の種類又は区分　③ 細目　④ 取得年月日　⑤　平・・　平・・　平・・　平・・ 事業の用に供した年月日　⑥　平・・　平・・　平・・　平・・ 取得価額又は製作価額　⑦　円　円　円　円 改定取得価額（⑦又は⑦×25、50又は75/100）　⑧ 特別控除額の計算 税額基準額の計算 総所得金額　⑨ 事業所得の金額　⑩ 事業所得の割合（⑩/⑨）　⑪　% 総所得金額に係る所得税額　⑫　円 事業所得に係る税額（⑫×⑪）　⑬ 税額基準額（⑬×20/100）　⑭ 本年分 改定取得価額の合計額（⑧の合計）　⑮ 税額控除限度額（⑮×7/100）　⑯ 特別控除額（⑭と⑯のいずれか少ない方の金額）　⑰ 前年繰越分 税額基準超過額（⑭－⑫）　⑱ 繰越税額控除限度超過額（⑤の前年分の金額）　⑲ ⑲のうち本年控除額（⑱と⑲のいずれか少ない方の金額）　⑳ 特別控除額の計（⑰＋⑳）　㉑ 繰越税額控除限度超過額の内訳 年分　前年からの⑤繰越額等　⑱本年控除額　翌年への㉑繰越額 前年分　（前年の㉑の本年分の金額）円　（⑳の金額）円 本年分　（㉑の金額）　（⑰の金額）　（⑤－⑱）円 機械設備等の概要	

改　正　後	改　正　前
（削除）	個⑥055　エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】 **エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書** この明細書は、青色申告者が平成21年６月改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の２に規定する所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。 なお、この明細書は、エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。 （注）エネルギー需給構造改革推進設備に事業の用に供する部分以外の部分がある場合は、税務署におたずねください。 １　記載要領 (1)　「①」欄の「第　号＿」の空欄には、エネルギー需給構造改革推進設備が旧措法第10条の２第１項各号のいずれに該当するかを記載する。 (2)　「②」欄から「④」欄には、そのエネルギー需給構造改革推進設備の財州年数省令別表第一及び別表第二に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。 (3)　「⑦」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。 (4)　「⑧」欄には、旧措法第10条の２第１項第１号ハ若しくは第３号に掲げる減価償却資産について、「⑦」欄の金額に$\frac{50}{100}$を乗じて計算した金額を記載します。 (5)　「⑨」欄には、損益通算や雑損失・純損失の繰越控除をする前の本年分の利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、総合譲渡所得の金額（長期譲渡所得にあっては２分の１後の金額）、一時所得の金額（２分の１後の金額）又は雑所得の金額（これらの所得のうち赤字のものは除きます。）の合計額を記載します。 (6)　「⑩」欄には、その年分の確定申告書に記載した営業等所得の金額及び農業所得の金額の合計額（これらの所得のうち赤字のものがあるときは通算後の金額）を記載します。 (7)　「⑪」欄には、その年分の総所得金額に係る所得税額を記載しますが、配当控除がある場合には、これを控除した後の金額を記載します。 ２　提出先 納税地を所轄する税務署長 ３　根拠条文 旧措法第10条の２、平成19年旧措法附則第65条

改　正　後	改　正　前
個⑥056　エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】	個⑥056　エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】

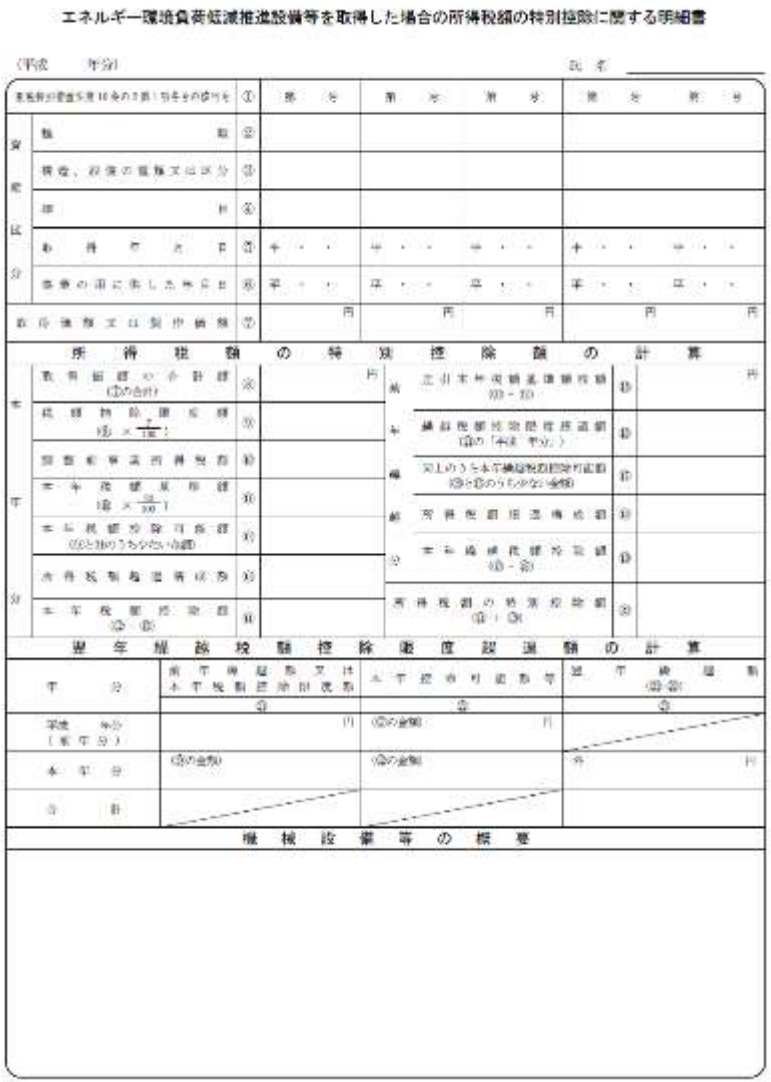

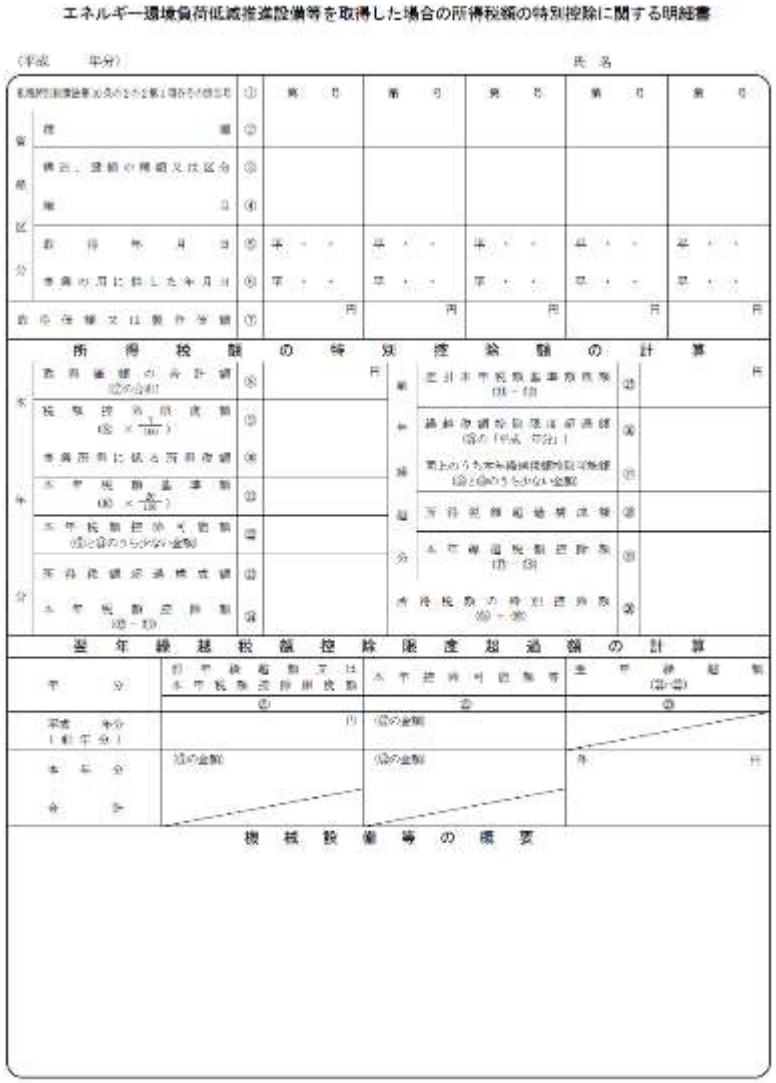

改　正　後	改　正　前
個⑥056　エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】	個⑥056　エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の２第３項及び第４項（平成28年改正前、平成27年改正前、平成26年改正前又は平成25年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の２の２第３項及び第４項を含みます。）に規定する所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の２」と記載してください。

なお、平成26年４月１日以後に取得等したエネルギー環境負荷低減推進設備等にあっては、その取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等をしたものについては、この制度の適用はありません。

(注) エネルギー環境負荷低減推進設備等に事業の用に供する部分以外の部分がある場合は、税務署にお尋ねください。

１　記載要領

(1)「①」欄の「第　号」の空欄には、エネルギー環境負荷低減推進設備等が（Ⅰ）措法第10条の２（の２）第１項各号のいずれに該当するかを記載します。

(2)「②」欄から「④」欄には、そのエネルギー環境負荷低減推進設備等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。

(3)「⑤」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

(4)「⑥」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※１）} \times \frac{\text{事業所得の金額（※２）}}{\text{総所得金額}}$$

i　事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii　総合課税の長期譲渡所得の２分の１の金額と一時所得の２分の１の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※１　上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、（Ⅱ）措法第10条から第10条の６までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（（Ⅲ）措法41、41の３の２）、政党等寄附金等特別控除（（Ⅲ）措法41の18）、認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除（（Ⅲ）措法41の18の２）、公益社団法人等寄附金特別控除（（Ⅲ）措法41の18の３）、特定震災指定寄附金特別控除（（平成27年改正前の）東日本大震災の被災者等に係る租税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「（Ⅲ）震災特例法」といいます。）８）、住宅耐震改修特別控除（（Ⅲ）措法41の19の２）、住宅特定改修特別税額控除（（Ⅲ）措法41の19の３）、認定（長期優良）住宅新築等特別税額控除（（Ⅲ）措法41の19の４）、電子証明書等特別控除（旧措法41の19の５）、外国税額控除（（平成27年改正前の）所法95）及び（Ⅲ）震災特例法第10条の２から第10条の４までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

２　上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の損失の所得金額の合計額です。

(5)「⑦」欄及び「⑧」欄には、それぞれ『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑥」欄及び「⑦」欄のBの金額を記載します。

(6)「⑨」欄の外書には、（Ⅱ）措法第10条の６の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の４などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「所得税額控除構成額B」の金額を記載します。

この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。

２　提出先

納税地の所轄税務署長

３　根拠条文

措法第10条の２，旧措法第10条の２の２，平成28年改正法附則59，平成27年改正法附則59，平成26年改正法附則51，平成25年改正法附則35

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の２の２第３項及び第４項（平成27年改正前、平成26年改正前又は平成25年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の２の２第３項及び第４項を含みます。）に規定する所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の２の２」と記載してください。

なお、平成26年４月１日以後に取得等したエネルギー環境負荷低減推進設備等にあっては、その取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等をしたものについては、この制度の適用はありません。

(注) エネルギー環境負荷低減推進設備等に事業の用に供する部分以外の部分がある場合は、税務署にお尋ねください。

１　記載要領

(1)「①」欄の「第　号」の空欄には、エネルギー環境負荷低減推進設備等が（Ⅰ）措法第10条の２の２第１項各号のいずれに該当するかを記載します。

(2)「②」欄から「④」欄には、そのエネルギー環境負荷低減推進設備等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。

(3)「⑤」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

(4)「⑥」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

(注)１　上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、（Ⅱ）措法第10条から（Ⅱ）第10条の６までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（（Ⅲ）措法41、41の３の２）、政党等寄附金等特別控除（（Ⅲ）措法41の18）、認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除（（Ⅲ）措法41の18の２）、公益社団法人等寄附金特別控除（（Ⅲ）措法41の18の３）、特定震災指定寄附金特別控除（（平成27年改正前の）東日本大震災の被災者等に係る租税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「（Ⅲ）震災特例法」といいます。）８）、住宅耐震改修特別控除（（Ⅲ）措法41の19の２）、住宅特定改修特別税額控除（（Ⅲ）措法41の19の３）、認定（長期優良）住宅新築等特別税額控除（（Ⅲ）措法41の19の４）、電子証明書等特別控除（旧措法41の19の５）、外国税額控除（（平成27年改正前の）所法95）及び（Ⅲ）震災特例法第10条の２から第10条の４までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

２　上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の損失の所得金額の合計額です。

(5)「⑦」欄及び「⑧」欄には、それぞれ『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑥」欄及び「⑦」欄のBの金額を記載します。

(6)「⑨」欄の外書には、（Ⅱ）措法第10条の６の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の４などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「所得税額控除構成額B」の金額を記載します。

この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。

２　提出先

納税地の所轄税務署長

３　根拠条文

措法第10条の２の２，旧措法第10条の２の２，平成27年改正法附則59，平成26年改正法附則51，平成25年改正法附則35

改　正　後	改　正　前
個⑥057　沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分以降用）【表面】 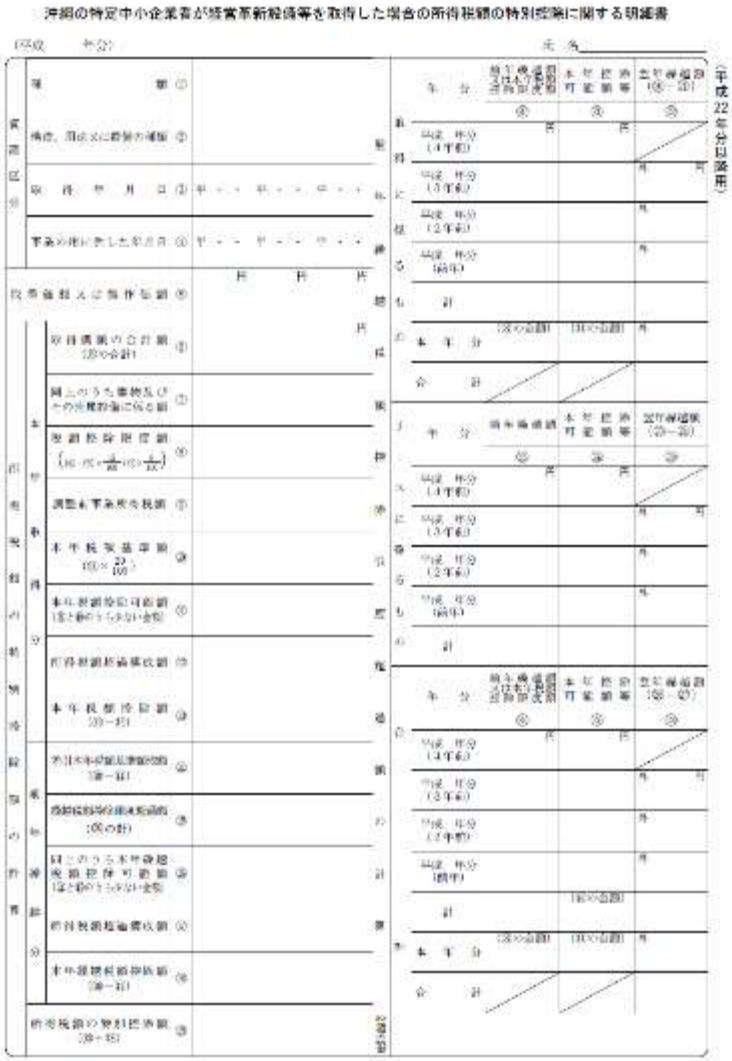	個⑥057　沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分以降用）【表面】 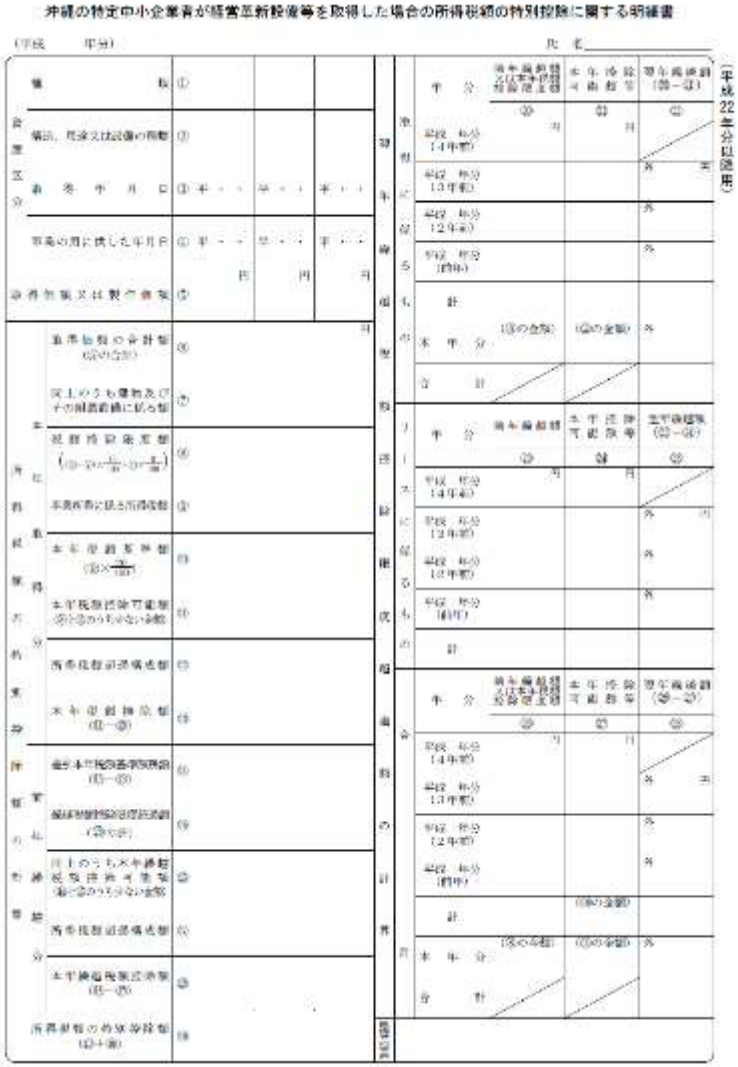

改　正　後	改　正　前
個⑥057　沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分以降用）【裏面】	個⑥057　沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分以降用）【裏面】

沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成24年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の４第３項及び第４項に規定する沖縄の特定中小企業者が経営革新設備を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

なお、次に掲げる年分において、所得税額がないためその後の年分に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければならないので、ご注意ください。

① 経営革新設備等を事業の用に供した年分（供用年）

② 供用年後の繰越税額控除限度超過額がある年分

1　記載要領

(1)　「①」欄及び「②」欄には、経営革新設備等の適用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類、構造、設備の種類の名称を記載します。

(2)　「⑤」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、支出の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

(3)　「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{イ＋ロ（※2）}}$$

（イ…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・長期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ロ…総合課税の長期譲渡所得の２分の１の金額と一時所得の２分の１の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1　上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条から第10条の６までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の３の２）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除（措法41の18の２）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の３）、特定震災指定寄附金特別控除（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）８）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の２）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の３）、認定（長期優良）住宅新築等特別税額控除（措法41の19の４）、電子証明書等特別控除（平成25年改正前の措法41の19の５）、外国税額控除（所法95）及び震災特例法第10条の２から第10条の４までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2　上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の順序の所得金額の合計額です。

(4)　平成22年分以降において、この特別控除の適用を受ける場合は、「調整前事業所得税額」を旧措法第10条の４第３項に定める「事業所得に係る所得税額」に読み替えて使用します。

(4)　「⑫」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑤」欄のＢの金額を記載します。

(5)　「⑭」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑨」欄のＨの金額を記載します。

(6)　「⑩（又は⑤、⑨）」の「計」までの各欄には、前年分のこの明細書の「⑩（又は⑤、⑨）」の金額を記載します。

(7)　「⑩（又は⑤、⑨）」の外書には、措法第10条の６の所得税の額から控除される特別控除額の特例の適用を受ける場合（震災特例法第10条の４などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「所得税額超過構成額Ｂ」の各欄の金額を記載します。

この場合において、「計」及び「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。

(8)　「⑩」～「⑩」の各欄は、平成19年改正前の租税特別措置法施行令第５条の７第４項に規定するリース契約が平成20年３月31日以前に締結されたものである場合に限り記載してください。

(9)　「設備等の概要」欄には、設備等が経営革新設備等に該当することの詳細を記載します。

2　提出先

納税地の所轄税務署長

3　根拠条文

旧措法第10条の４、平成24年措法等改正法附則第７条

沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成24年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の４第３項及び第４項に規定する沖縄の特定中小企業者が経営革新設備を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

なお、次に掲げる年分において、所得税額がないためその後の年分に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければならないので、ご注意ください。

① 経営革新設備等を事業の用に供した年分（供用年）

② 供用年後の繰越税額控除限度超過額がある年分

1　記載要領

(1)　「①」欄及び「②」欄には、経営革新設備等の適用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類、構造、設備の種類の名称を記載します。

(2)　「⑤」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、支出の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

(3)　「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

（注）1　上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条から第10条の６までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の３の２）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除（措法41の18の２）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の３）、特定震災指定寄附金特別控除（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）８）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の２）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の３）、認定（長期優良）住宅新築等特別税額控除（措法41の19の４）、電子証明書等特別控除（平成25年改正前の措法41の19の５）、外国税額控除（所法95）及び震災特例法第10条の２から第10条の４までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

2　上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の順序の所得金額の合計額です。

(4)　「⑫」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑤」欄のＢの金額を記載します。

(5)　「⑭」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑨」欄のＨの金額を記載します。

(6)　「⑩（又は⑤、⑨）」の「計」までの各欄には、前年分のこの明細書の「⑩（又は⑤、⑨）」の金額を記載します。

(7)　「⑩（又は⑤、⑨）」の外書には、措法第10条の６の所得税の額から控除される特別控除額の特例の適用を受ける場合（震災特例法第10条の４などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額Ｂ」の各欄の金額を記載します。

この場合において、「計」及び「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。

(8)　「⑩」～「⑩」の各欄は、平成19年改正前の租税特別措置法施行令第５条の７第４項に規定するリース契約が平成20年３月31日以前に締結されたものである場合に限り記載してください。

(9)　「設備等の概要」欄には、設備等が経営革新設備等に該当することの詳細を記載します。

2　提出先

納税地の所轄税務署長

3　根拠条文

旧措法第10条の４、平成24年措法等改正法附則第７条

改　正　後	改　正　前
（削除）	個⑥058　沖縄の特定中小企業者の経営革新設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）【表面】 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表） （平成　　年分）　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿ 資産の区分 ／ 租税特別措置法第10条の5の該当項 ① 第　項 第　項 第　項 種　類 ② 設備等の名称 ③ 取得又は賃借の年月日 ④ 平・・ 平・・ 平・・ 事業の用に供した年月日 ⑤ 平・・ 平・・ 平・・ 取得価額又は製作価額 ⑥ 円 円 円 リース料 ／ リース料（月額） ⑦ リース契約期間の月数 ⑧ 月 月 月 リース資産の総額 ⑨ 円 円 円 基準リース料（⑨×$\frac{60}{100}$） ⑩ 特別控除額の計算 ／ 税額基準額の計算 ／ 総所得金額 ⑪ 事業所得の金額 ⑫ 事業所得の割合（$\frac{⑫}{⑪}$） ⑬ % 総所得金額に係る所得税額 ⑭ 円 事業所得に係る税額（⑭×⑬） ⑮ 本年税額基準額（⑮×$\frac{25}{100}$） ⑯ 取得分 ／ 取得価額又は製作価額の合計額（⑥の合計額） ⑰ 同上のうち建物及びその附属設備に係る額 ⑱ 税額控除限度額（(⑰−⑱)×$\frac{15}{100}$＋⑱×$\frac{7}{100}$） ⑲ 特別控除額（⑯と⑲のいずれか少ない方の金額） ⑳ リース分 ／ 基準リース料の総額の合計額（⑩の合計） ㉑ 税額控除限度額（㉑×$\frac{15}{100}$） ㉒ 本年税額基準額控除額（⑯−㉑） ㉓ 特別控除額（㉒と㉓のいずれか少ない方の金額） ㉔ 前年繰越分 ／ 差引本年税額基準額控除額（㉓−㉔又は㊿−㊿） ㉕ 繰越税額控除限度超過額（⑲の計） ㉖ 繰越税額控除限度超過額から除外される金額（付表の㊷） ㉗ 差引繰越税額控除限度超過額（㉖−㉗） ㉘ 同上のうち本年控除額（⑲と㉘のいずれか少ない方の金額） ㉙ 特別控除額の計（⑳＋㉙＋㉚） ㉛ 翌年分繰越税額控除限度超過額の計算 ／ 取得分 ／ 年分 ／ 前年繰越税額控除限度超過額又は本年税額控除限度額 ／ 本年控除額 ／ 翌年繰越額（㉖−㉘） ㉜ ㉝ ㉞ 平成　年分（4年前） 円 円 平成　年分（3年前） 円 平成　年分（2年前） 平成　年分（前年） 計 本年分 ㉛ ㉙ 合計 リース分 ／ 年分 ／ 前年繰越税額控除限度超過額又は本年税額控除限度額 ／ 本年控除額 ／ 翌年繰越額（㉘−㉙） ㉟ ㊱ ㊲ 平成　年分（4年前） 円 円 平成　年分（3年前） 円 平成　年分（2年前） 平成　年分（前年） 計 本年分 ㉝ ㉛ 合計 計 ／ 年分 ／ 前年繰越税額控除限度超過額又は本年税額控除限度額 ／ 本年控除額 ／ 翌年繰越額（㉘−㉙） ㊳ ㊴ ㊵ 平成　年分（4年前） 円 円 平成　年分（3年前） 円 平成　年分（2年前） 平成　年分（前年） 計 ㉙ 本年分 ㉛＋㉝ ㉙＋㉛ 合計 設備等の概要

改　正　後	改　正　前
	個⑥058　沖縄の特定中小企業者の経営革新設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）【裏面】 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表） この明細書は、青色申告者が平成21年６月改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の５第３項及び第４項に規定する沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。 また、平成19年改正前の租税特別措置法（以下「19年旧措法」といいます。）第10条の５第３項、第４項及び第５項までに規定する沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除の適用を受ける場合にも、この明細書を使用します。 この明細書は沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。 なお、次に掲げる年分において、所得税額がないためその後の年分に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければならないので、ご注意ください。 ① 経営革新設備等を事業の用に供した年分（供用年） ② 供用年後の繰越税額控除限度超過額がある年分 １ 記載要領 (1) 「①」欄の空欄には、この規定の適用を受ける該当項を記載します。 なお、19年旧措法第10条の５第３項、第４項又は第５項の規定の適用を受ける場合は、欄の上段に「（旧法）」と記載してください。 (2) 「②」欄及び「③」欄には、経営革新設備等の適用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類、設備の名称を記載します。 (3) 「⑤」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。 (4) 「⑦」～「⑨」、「⑪」～「⑬」及び「⑮」～「⑰」の各欄は、平成１９年改正前の租税特別措置法施行令第５条の７第４項に規定するリース契約が平成20年３月31日以前に締結されたものである場合に限り記載してください。 (5) 「⑧」欄は、月に従って計算し、１月未満の端数は切り上げて記載します。 (6) 「⑨」欄には、経営革新設備（経営革新設備等のうち、建物及びその附属設備以外のものをいいます。以下同じ。）のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。 (7) 「⑩」欄には、損益通算や雑損失・純損失の繰越控除をする前のその年分の利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、総合課税所得の金額（長期譲渡所得にあっては、２分の１後の金額）、一時所得の金額（２分の１後の金額）及び雑所得の金額（これらの所得のうち赤字のものは除きます。）の合計額を記載します。 (8) 「⑪」欄には、その年分の確定申告書に記載した営業等所得の金額及び農業所得の金額の合計額（これらの所得のうちに赤字のものがあるときは通算後の金額）を記載します。 (9) 「⑫」欄には、その年分の純所得金額に係る所得税額を記載しますが、配当控除がある場合には、これを控除した後の金額を記載します。 (10) 「⑬」欄には、リース分の特別控除額がない場合には「⑫－⑨」の金額を記載し、リース分の特別控除額がある場合には「⑫－⑭」の金額を記載します。 (11) 「⑭」欄には、その年の前年以前４年内の年に事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた経営革新設備をその年に事業の用に供しなくなった場合に、19年旧措法第10条の５第６項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を、付表により計算した上記載します。 (12) 「⑮（若しくは⑯又は⑰）」の「計」までの各欄には、前年分のこの明細書の「⑮(若しくは⑯又は⑰)」の金額を記載し、「取得分」の「本年分」欄には「⑮」欄の金額を、「リース分」の「本年分」欄には「⑯」欄の金額を、「合計」の「本年分」欄には「⑮」欄と「⑯」欄の金額の合計額をそれぞれ記載します。 (13) 「⑱」の「本年分」欄には「⑮」欄の金額を、「⑲」の「本年分」欄には「⑯」欄の金額を、「⑳」の「本年分」欄には「⑮」欄と「⑯」欄の金額の合計額をそれぞれ記載します。 (14) 「設備等の概要」欄には、設備等が経営革新設備等に該当することの詳細を記載します。 ２ 提出先 納税地を所轄する税務署長 ３ 根拠条文 旧措法第10条の５、19年旧措法第10条の５、平成19年所法等改正法附則第98条

改　正　後	改　正　前
（削除）	個⑥059　沖縄の特定中小企業者の経営革新設備に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書（付表）【表面】 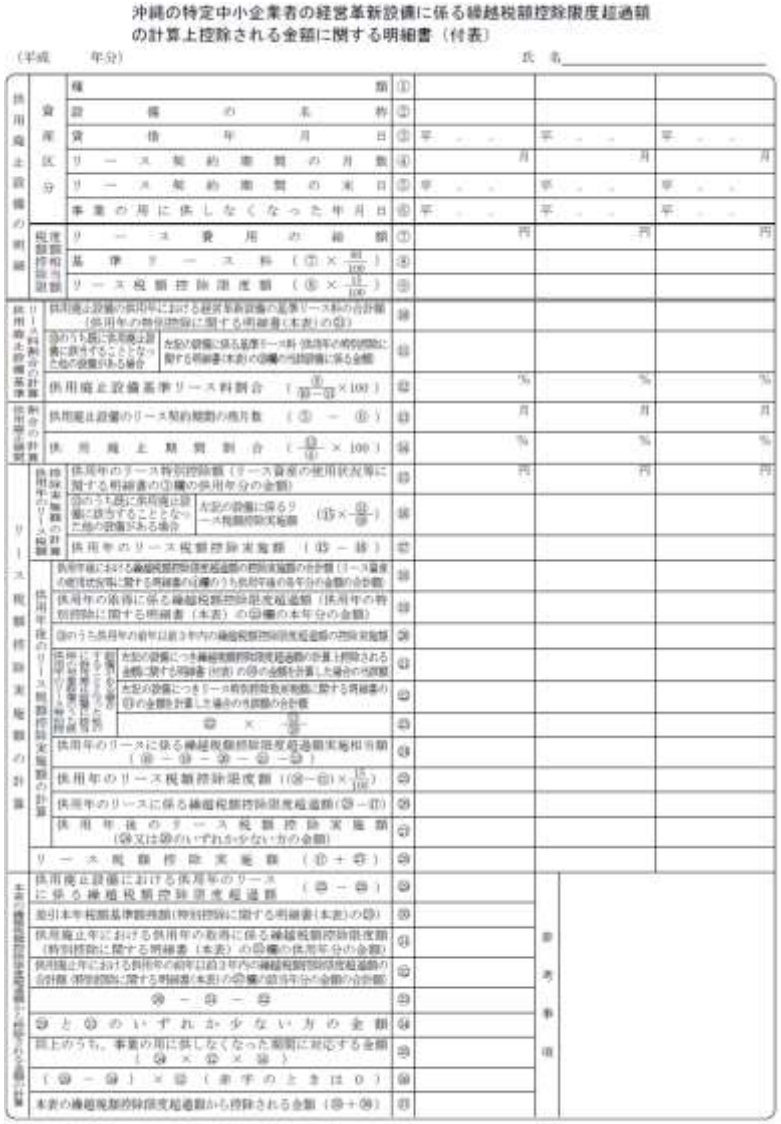 沖縄の特定中小企業者の経営革新設備に係る繰越税額控除限度超過額 の計算上控除される金額に関する明細書（付表） （平成　　年分）　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿ 供用廃止設備の明細 資産区分 種類 ① 設備の名称 ② 賃借年月日 ③ 平　.　.　　平　.　.　　平　.　. リース契約期間の月数 ④ 月　　月　　月 リース契約期間の末日 ⑤ 平　.　.　　平　.　.　　平　.　. 事業の用に供しなくなった年月日 ⑥ 平　.　.　　平　.　.　　平　.　. 税額控除相当額 リース費用の総額 ⑦ 円　　円　　円 基準リース料（⑦×$\frac{80}{100}$） ⑧ リース税額控除限度額（⑧×$\frac{12}{100}$） ⑨ 供用廃止設備基準リース料割合の計算 供用廃止設備の供用年における経営革新設備の基準リース料の合計額（供用年の特別控除に関する明細書（本表）の㉑） ⑩ ㉑のうち既に本来廃止設備に充当することとなった他の設備がある場合　左記の設備に係る基準リース料（供用年の特別控除に関する明細書（本表）の㉑欄の当該設備に係る金額） ⑪ 供用廃止設備基準リース料割合（$\frac{⑩}{⑩-⑪}$×100） ⑫ %　　%　　% 供用廃止期間割合の計算 供用廃止設備のリース契約期間の残月数（③ － ⑥） ⑬ 月　　月　　月 供用廃止期間割合（$\frac{⑬}{④}$×100） ⑭ %　　%　　% リース税額控除実施額の計算 供用年のリース税額控除額 供用年のリース特別控除額（リース資産の使用状況等に関する明細書の⑬欄の供用年分の金額） ⑮ 円　　円　　円 ⑮のうち既に本来廃止設備に充当することとなった他の設備がある場合　左記の設備に係るリース税額控除実施額（⑮×$\frac{⑫}{⑫}$） ⑯ 供用年のリース税額控除実施額（⑮ － ⑯） ⑰ 供用年後のリース税額控除実施額の計算 供用年後における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額（リース資産の使用状況等に関する明細書の⑭欄のうち供用年後の各年分の金額の合計額） ⑱ 供用年の取得に係る繰越税額控除限度超過額（供用年の特別控除に関する明細書（本表）の㉒欄の本年分の金額） ⑲ ⑲のうち供用年の前年以前3年内の繰越税額控除限度超過額の控除実施額 ⑳ 本来廃止に伴い繰越税額控除限度超過額の控除実施額を控除することとなった場合　左記の設備につき繰越税額控除限度超過額の合計上控除される金額に関する明細書（付表）の㉑の金額を計算した場合の当該額 ㉑ 左記の設備につきリース特別控除額に関する明細書の⑫の金額を計算した場合の当該額の合計額 ㉒ ㉒ × $\frac{12}{100}$ ㉓ 供用年のリースに係る繰越税額控除限度超過額実施相当額（⑱ － ⑲ － ⑳ － ㉑ － ㉒） ㉔ 供用年のリース税額控除限度額（（⑱－㉑）×$\frac{15}{100}$） ㉕ 供用年のリースに係る繰越税額控除限度超過額（㉔ － ㉕） ㉖ 供用年後のリース税額控除実施額（㉖又は㉕のいずれか少ない方の金額） ㉗ リース税額控除実施額（⑰ ＋ ㉗） ㉘ 本来の繰越税額控除限度超過額から控除される金額の計算 供用廃止設備における供用年のリースに係る繰越税額控除限度超過額（㉔ － ㉕） ㉙ 差引本年税額基準額残額（特別控除に関する明細書（本表）の㉙） ㉚ 供用廃止年における供用年の取得に係る繰越税額控除限度額（特別控除に関する明細書（本表）の㉒欄の供用年分の金額） ㉛ 供用廃止年における供用年の前年以前3年内の繰越税額控除限度超過額の合計額（特別控除に関する明細書（本表）の㉒欄の当年分の金額の合計額） ㉜ ㉚ － ㉛ － ㉜ ㉝ ㉝と㉙のいずれか少ない方の金額 ㉞ 同上のうち、事業の用に供しなくなった期間に対応する金額（㉞ × ⑥ × ⑬） ㉟ （㉙ － ㉞） × ㉛（赤字のときは0） ㊱ 本表の繰越税額控除限度超過額から控除される金額（㉟＋㊱） ㊲ 参考事項	

改　正　後	改　正　前
（削除）	個⑥059　沖縄の特定中小企業者の経営革新設備に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書（付表）【裏面】 **沖縄の特定中小企業者の経営革新設備に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書（付表）** この明細書は、青色申告者で沖縄の特定中小企業者がその年の前年以前４年内の年に事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた経営革新設備を、その年の事業の用に供しなくなった場合に、平成19年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の５第６項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を計算するために使用します。 この明細書は、「沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書」（本表）とともに、確定申告書に添付してください。 １　記載要領 (1)　「①」欄及び「②」欄には、経営革新設備等の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類、設備の名称を記載します。 (2)　「④」欄及び「⑤」欄は、暦に従って計算し、１月未満の端数は切り上げて記載します。 (3)　「⑧」欄には、経営革新設備のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。 (4)　「⑪」欄、「⑱」欄及び「㉕」欄から「㉙」欄までの各欄には、供用年のリース特別控除の対象設備のうち既に供用廃止設備に該当することとなった他の経営革新設備がある場合に記載します。 ２　提出先 納税地を所轄する税務署長 ３　根拠条文 旧措法第10条の５	

改　正　後	改　正　前
個⑥060　地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】	個⑥060　地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】

地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

（平成　年分）　氏名

（平成27年分以降用）

地域活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた日	①	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
計画の区分及び事業実施地域	②	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型
資産区分 種類	③					
資産区分 構造又は区分	④					
資産区分 細目	⑤					
資産区分 取得年月日	⑥	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
資産区分 事業の用に供した年月日	⑦	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
取得価額	⑧	円	円	円	円	円

所得税額の特別控除額の計算

拡充型計画の場合	取得価額の合計額（⑧のうち拡充型計画に係る額の合計額）	⑨	円	税額控除限度額 ⑩＋⑫＋⑭＋⑯	⑰	円
拡充型計画の場合	同上のうち①が措法第10条の4第3項第1号に掲げる期間内であるものに係る額	⑩		調整前事業所得税額	⑱	
拡充型計画の場合 控除対象額	特定期間分 ⑨×4/100	⑪				
拡充型計画の場合 控除対象額	特定期間以外の期間分 （⑨－⑩）×2/100	⑫		本年税額基準額 ⑱×20/100	⑲	
移転型計画の場合	取得価額の合計額（⑧のうち移転型計画に係る額の合計額）	⑬		本年税額控除可能額（⑰と⑲のうち少ない金額）	⑳	
移転型計画の場合	同上のうち①が措法第10条の4第3項第1号に掲げる期間内であるものに係る額	⑭		所得税額超過構成額	㉑	
移転型計画の場合 控除対象額	特定期間分 ⑬×7/100	⑮				
移転型計画の場合 控除対象額	特定期間以外の期間分 （⑬－⑭）×4/100	⑯		所得税額の特別控除額 ⑳－㉑	㉒	

建物等の概要

地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

（平成　年分）　氏名

（平成27年分以降用）

地域活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた日	①	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
計画の区分及び事業実施地域	②	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型
資産区分 種類	③					
資産区分 構造又は区分	④					
資産区分 細目	⑤					
資産区分 取得年月日	⑥	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
資産区分 事業の用に供した年月日	⑦	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
取得価額	⑧	円	円	円	円	円

所得税額の特別控除額の計算

拡充型計画の場合	取得価額の合計額（⑧のうち拡充型計画に係る額の合計額）	⑨	円	税額控除限度額 ⑩＋⑫＋⑭＋⑯	⑰	円
拡充型計画の場合	同上のうち①が措法第10条の4第3項第1号に掲げる期間内であるものに係る額	⑩		事業所得に係る所得税額	⑱	
拡充型計画の場合 控除対象額	特定期間分 ⑨×4/100	⑪				
拡充型計画の場合 控除対象額	特定期間以外の期間分 （⑨－⑩）×2/100	⑫		本年税額基準額 ⑱×20/100	⑲	
移転型計画の場合	取得価額の合計額（⑧のうち移転型計画に係る額の合計額）	⑬		本年税額控除可能額（⑰と⑲のうち少ない金額）	⑳	
移転型計画の場合	同上のうち①が措法第10条の4第3項第1号に掲げる期間内であるものに係る額	⑭		所得税額超過構成額	㉑	
移転型計画の場合 控除対象額	特定期間分 ⑬×7/100	⑮				
移転型計画の場合 控除対象額	特定期間以外の期間分 （⑬－⑭）×4/100	⑯		所得税額の特別控除額 ⑳－㉑	㉒	

建物等の概要

改　正　後	改　正　前
個⑥060　地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】	個⑥060　地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】

地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の４第３項の規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の４」と記載してください。

１　記載要領

⑴　「③」欄から「⑤」欄には、特定建物等の耐用年数省令別表第一、別表第二又は別表第三に定める種類、構造又は区分、細目を記載します。

⑵　「⑥」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（建設）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

⑶　「⑱」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※１）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{ⅰ＋ⅱ（※２）}}$$

ⅰ…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ⅱ…総合課税の長期譲渡所得の２分の１の金額と一時所得の２分の１の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※１　上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の６までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の３の２）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除（措法41の18の２）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の３）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の２）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の３）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の４）、外国税額控除（所法95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の２から第10条の４までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※２　上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

（注）平成 27 年分においてこの特別控除の適用を受ける場合は、「調整前事業所得税額」を平成 27 年改正前の措法第 10 条の４第３項及び平成 27 年措法等改正法附則第 60 条に定める「事業所得に係る所得税額」に読み替えて使用します。

⑷　「⑳」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑩」欄のＢの金額を記載します。

⑸　「建物等の概要」欄には、減価償却資産が特定建物等に該当することの詳細を記載します。

２　提出先

納税地の所轄税務署長

３　根拠条文

措法第10条の４

地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の４第３項の規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の４」と記載してください。

１　記載要領

⑴　「③」欄から「⑤」欄には、特定建物等の耐用年数省令別表第一、別表第二又は別表第三に定める種類、構造又は区分、細目を記載します。

⑵　「⑥」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（建設）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

⑶　「⑱」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

（注）１　上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の６までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の３の２）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除（措法41の18の２）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の３）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の２）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の３）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の４）、外国税額控除（所法95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の２から第10条の４までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

２　上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

⑷　「⑳」欄には、**「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」**の「⑩」欄のＢの金額を記載します。

⑸　「建物等の概要」欄には、減価償却資産が特定建物等に該当することの詳細を記載します。

２　提出先

納税地の所轄税務署長

３　根拠条文

措法第10条の４

改　正　後	改　正　前
個⑥061-1　雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 26 年分以降） （様式省略） 個⑥061-2　雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書(平成 27 年分以降用)【表面】 	個⑥062　雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 26 年分以降） （同左） 個⑥062-1　雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書(平成 27 年分以降用)【表面】

改　正　後	改　正　前
個⑥061-2　雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 27 年分以降用）【裏面】	個⑥062-1　雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 27 年分以降用）【裏面】

雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5第1項から第3項までの規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5」と記載してください。

1　記載要領

(1)「⑤」欄は、「②－③」が零である場合には、記載を要しません。

(2)「⑥」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{1＋2（※2）}}$$

1…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、措法適用前の金額になります。）

2…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、措法適用前の金額になります。）

※1　上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の5までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、外国税額控除（所得税法95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2　上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の損益通算後の所得金額の合計額です。

（注）平成27年分においてこの特別控除の適用を受ける場合は、「事業所得に係る所得税額」を平成27年改正前の措法（以下「旧措法」といいます。）第10条の5第1項に定める「事業所得に係る所得税額」に読み替えて適用します。

(3)「⑦」欄は、その適用を受ける個人が中小事業者（措法第10条第5項4号に規定する中小事業者をいいます。）である場合には「10又は」を記載し、その他の場合には「又は20」を記載します。

（注）平成27年分においてこの特別控除の適用を受ける場合は、「中小事業者」を旧措法第10条の5第4項に定める「中小企業者」に読み替えて適用します。

(4)「⑧」欄は、「⑥」欄が0.1以上である場合又は「③－⑤」が零である場合にあっては「20万円又は」を抹消し、その他の場合にあっては「又は50万円」を抹消します。

(5)「基準年」欄は、措法第10条の5第2項の規定の適用を受ける又は受けた年を記載します。

(6)「地方事業所税従業者数の基礎となる地方事業所基準雇用者数」の各欄は、措法10条の5第4項第10号に規定する計画の認定を受けた日の属する年以後の各年ごとに、「地方事業所基準雇用者数の計算」の各欄に準じて計算した数を記載します。この場合において、前年以前のこの明細書の写し又はその計算に関する明細を適宜の用紙に記載して添付してください。

(7) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合、「⑨」欄の欄中「③－⑪」とあり、「⑩」欄の欄中「⑨－⑪－⑫」とあるのは、それぞれ「⑨　⑩　⑪」**「地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」**「⑨」欄、「⑨－⑩－⑪」**「地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」**「⑩」欄、として記載します。

(8)「⑨」欄、「⑩」欄及び「⑪」欄には、それぞれ**「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」**の「⑨」欄、「⑩」欄及び「⑪」欄の額を記載します。

(9)「⑩」欄は、支給する給与等に充てるために他の者から支出を受ける金額がある場合には、これを除きます。

(10)「⑪」欄は、適用年の12月31日において高年齢雇用者に該当する者についての給与等支給額がある場合には、これを除きます。

(11)「⑤－⑥」が零である場合には、「⑨」欄の欄中「⑧×⑨＋（⑩×⑪×⑫×$\frac{25}{100}$）」とあるのは、「⑧×⑨＋（⑩×⑪×$\frac{25}{100}$）」として記載します。

2　提出先

納税地の所轄税務署長

3　根拠条文

措法第10条の5

雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5第1項から第3項までの規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5」と記載してください。

1　記載要領

(1)「⑤」欄は、「②－③」が零である場合には、記載を要しません。

(2)「⑥」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

（注）1　上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の5までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、外国税額控除（所得税法95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

2　上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の損益通算後の所得金額の合計額です。

(3)「⑦」欄は、その適用を受ける個人が中小企業者（措法第10条第4項に規定する中小企業者をいいます。）である場合には「10又は」を抹消し、その他の場合には「又は20」を抹消します。

(4)「⑧」欄は、「⑥」欄が0.1以上である場合又は「②－③」が零である場合にあっては「20万円又は」を抹消し、その他の場合にあっては「又は50万円」を抹消します。

(5)「基準年」欄は、措法第10条の5第2項の規定の適用を受ける又は受けた年を記載します。

(6)「地方事業所税従業者数の基礎となる地方事業所基準雇用者数」の各欄は、措法10条の5第4項第10号に規定する計画の認定を受けた日の属する年以後の各年ごとに、「地方事業所基準雇用者数の計算」の各欄に準じて計算した数を記載します。この場合において、前年以前のこの明細書の写し又はその計算に関する明細を適宜の用紙に記載して添付してください。

(7) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合、「⑨」欄の欄中「③－⑪」とあり、「⑩」欄の欄中「⑨－⑪－⑫」とあるのは、それぞれ「⑨　⑩　⑪」**「地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」**「⑨」欄、「⑨－⑩－⑪」**「地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」**「⑩」欄、として記載します。

(8)「⑨」欄、「⑩」欄及び「⑪」欄には、それぞれ**「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」**の「⑨」欄、「⑩」欄及び「⑪」欄の額を記載します。

(9)「⑩」欄は、支給する給与等に充てるために他の者から支出を受ける金額がある場合には、これを除きます。

(10)「⑪」欄は、適用年の12月31日において高年齢雇用者に該当する者についての給与等支給額がある場合には、これを除きます。

(11)「②－③」が零である場合には、「⑨」欄の欄中「⑧×⑨＋（⑩×⑪×⑫×$\frac{25}{100}$）」とあるのは、「⑧×⑨＋（⑩×⑪×$\frac{25}{100}$）」として記載します。

2　提出先

納税地の所轄税務署長

3　根拠条文

措法第10条の5

改　正　後	改　正　前
個⑥062　特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】	個⑥061-1　特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】

特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

（平成　　年分）　　氏　名＿＿＿＿＿＿

経営の改善に関する指導及び助言を受けた認定経営革新等支援機関等の名称		①				
事業名		②				
資産区分	種類	③				
	設備の名称	④				
	取得年月日	⑤	平・・	平・・　平・・	平・・	平・・
	指定事業の用に供した年月日	⑥	平・・	平・・　平・・	平・・	平・・
取得価額又は製作価額		⑦	円	円　円	円	円

所得税額の特別控除額の計算

本年分	取得価額の合計額（⑦の合計）	⑧	円	前年繰越分	差引本年税額基準額超過額（⑬－⑫）	⑰ 円
	税額控除限度額（⑧×7／100）	⑨			繰越税額控除限度超過額（⑤の「平成　年分」）	⑱
	事業所得に係る所得税額	⑩			差上のうち本年繰越税額控除に係る額（⑰と⑱のうち少ない金額）	⑲
	本年税額基準額（⑩×20／100）	⑪			所得税額超過構成額	⑳
	本年税額控除可能額（⑨と⑪のうち少ない金額）	⑫			本年繰越税額控除額（⑲－⑳）	㉑
	所得税額超過構成額	⑬			所得税額の特別控除額（⑫＋㉑）	㉒
	本年税額控除額（⑫－⑬）	⑭				

翌年繰越税額控除限度超過額の計算

年分	前年繰越額又は本年税額控除限度額 ㉓	本年控除可能額等 ㉔	翌年繰越額（㉓－㉔） ㉕
平成　年分（前年分）	円	（⑤の金額）円	
本年分	（⑨の金額）	（⑫の金額）	外　円
合計			

設備の概要

特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

（平成　　年分）　　氏　名＿＿＿＿＿＿

経営の改善に関する指導及び助言を受けた認定経営革新等支援機関等の名称		①				
事業名		②				
資産区分	種類	③				
	設備の名称	④				
	取得年月日	⑤	平・・	平・・　平・・	平・・	平・・
	指定事業の用に供した年月日	⑥	平・・	平・・　平・・	平・・	平・・
取得価額又は製作価額		⑦	円	円　円	円	円

所得税額の特別控除額の計算

本年分	取得価額の合計額（⑦の合計）	⑧	円	前年繰越分	差引本年税額基準額超過額（⑬－⑫）	⑰ 円
	税額控除限度額（⑧×7／100）	⑨			繰越税額控除限度超過額（⑤の「平成　年分」）	⑱
	事業所得に係る所得税額	⑩			差上のうち本年繰越税額控除に係る額（⑰と⑱のうち少ない金額）	⑲
	本年税額基準額（⑩×20／100）	⑪			所得税額超過構成額	⑳
	本年税額控除可能額（⑨と⑪のうち少ない金額）	⑫			本年繰越税額控除額（⑲－⑳）	㉑
	所得税額超過構成額	⑬		所得税額の特別控除額（⑫＋㉑）		㉒
	本年税額控除額（⑫－⑬）	⑭				

翌年繰越税額控除限度超過額の計算

年分	前年繰越額又は本年税額控除限度額 ㉓	本年控除可能額等 ㉔	翌年繰越額（㉓－㉔） ㉕
平成　年分（前年分）	円	（⑤の金額）円	
本年分	（⑨の金額）	（⑫の金額）	外　円
合計			

設備の概要

改　正　後	改　正　前
個⑥062　特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】	個⑥061-1　特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】

特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告書を提出する個人が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5の2第3項若しくは第4項又は平成27年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の5の3第3項若しくは第4項の規定の適用を受ける場合に使用します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5の2」と記載してください。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1　記載要領

(1)　「③」欄には、租税特別措置法施行令第5条の6の2若しくは平成27年改正前の同令第5条の6の3又は租税特別措置法施行規則第5条の10に規定する事業名を記載します。

(2)　「④」欄及び「⑤」欄には、経営改善設備の耐用年数省令別表第一に定める種類、構造の名称を記載します。

(3)　「⑦」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

(4)　「⑨」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{上記（※2）}}$$

上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、（旧）措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（（旧）措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（（旧）措法41の18）、認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除（（旧）措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（（旧）措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（（旧）措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（（旧）措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（（旧）措法41の19の4）、外国税額控除（（平成27年改正前の）所法95）及び（平成27年改正前の）東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「（旧）震災特例法」といいます。）第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用したいで計算した額です。

※2　上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

（注）平成27年分以前においてこの特別控除の適用を受ける場合は、「特定中小事業者」を「特定中小企業者」に、「調整前事業所得税額」を旧措法第10条の5の3第3項に定める「事業所得に係る所得税額」に読み替えて使用します。

(5)　「⑩」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑩」欄のＢの金額を記載します。

(6)　「⑪」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑪」欄のＢの金額を記載します。

(7)　「⑫」欄の外書きには、（旧）措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（（旧）震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「所得税額超過構成額Ｂ」の各欄の金額を記載します。

この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。

(8)　「設備の概要」欄には、その設備が経営改善設備に該当することの詳細を記載します。

2　提出先

納税地の所轄税務署長

3　根拠条文

措法第10条の5の2、旧措法10条の5の3、平成27年改正法附則第63条

特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告書を提出する個人が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5の2第3項若しくは第4項又は平成27年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の5の3第3項若しくは第4項の規定の適用を受ける場合に使用します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5の3」と記載してください。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1　記載要領

(1)　「③」欄には、租税特別措置法施行令第5条の6の2若しくは平成27年改正前の同令第5条の6の3又は租税特別措置法施行規則第5条の10に規定する事業名を記載します。

(2)　「④」欄及び「⑤」欄には、経営改善設備の耐用年数省令別表第一に定める種類、構造の名称を記載します。

(3)　「⑦」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

(4)　「⑨」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

（注）1　上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、（旧）措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（（旧）措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（（旧）措法41の18）、認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除（（旧）措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（（旧）措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（（旧）措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（（旧）措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（（旧）措法41の19の4）、外国税額控除（（平成27年改正前の）所法95）及び（平成27年改正前の）東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「（旧）震災特例法」といいます。）第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

2　上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

(5)　「⑩」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑩」欄のＢの金額を記載します。

(6)　「⑪」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑪」欄のＢの金額を記載します。

(7)　「⑫」欄の外書きには、（旧）措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（（旧）震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額Ｂ」の各欄の金額を記載します。

この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。

(8)　「設備の概要」欄には、その設備が経営改善設備に該当することの詳細を記載します。

2　提出先

納税地の所轄税務署長

3　根拠条文

措法第10条の5の3、旧措法10条の5の3、平成27年改正法附則第63条

改　正　後	改　正　前
個⑥064　雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】	個⑥064　雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】

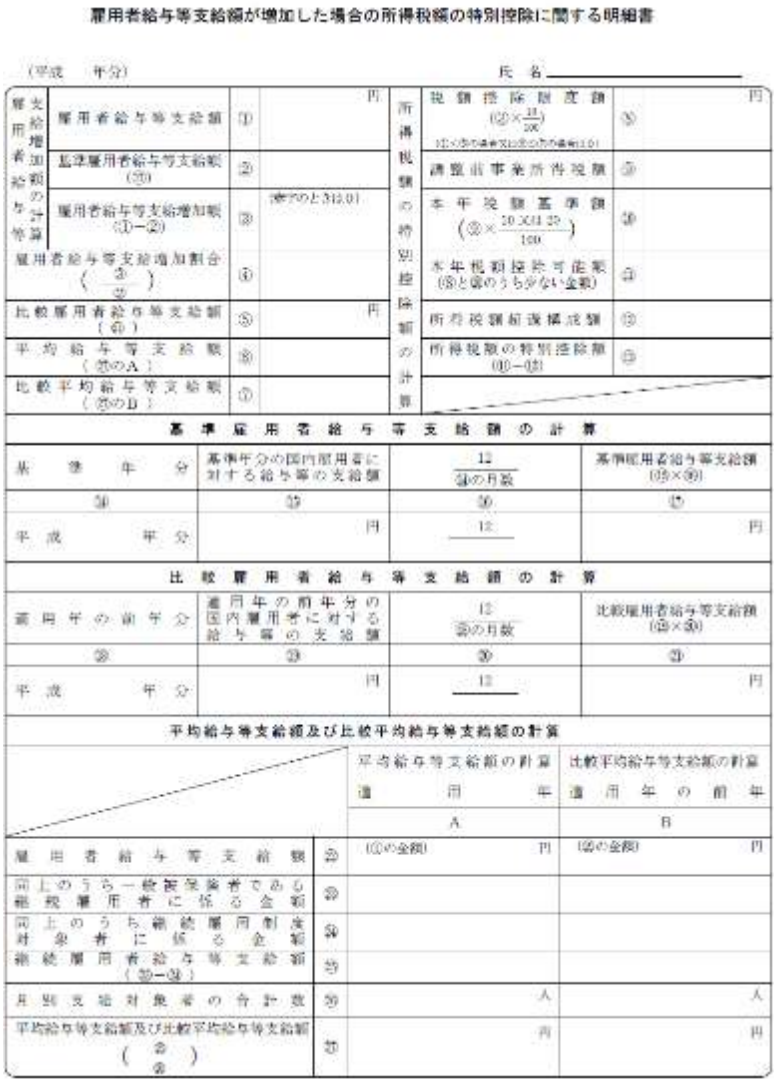

雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

（平成　年分）　氏名

雇用者給与等支給額の計算	雇用者給与等支給額	①	円	所得税額の特別控除額の計算	税額控除限度額（②×10/100）（1に満たない端数又は2以上の場合は1）	⑧	円
	基準雇用者給与等支給額（⑮）	②			調整前事業所得税額	⑨	
	雇用者給与等支給増加額（①−②）	③	（赤字のとき0）		本年税額基準額（⑨×10又は20/100）	⑩	
	雇用者給与等支給増加割合（③/②）	④			本年税額控除可能額（⑧と⑩のうち少ない金額）	⑪	
比較雇用者給与等支給額（⑰）		⑤	円		所得税額控除構成額	⑫	
平均給与等支給額（㉕のA）		⑥			所得税額の特別控除額（⑪−⑫）	⑬	
比較平均給与等支給額（㉕のB）		⑦					

基準雇用者給与等支給額の計算

基準年分	基準年分の国内雇用者に対する給与等の支給額	12/⑭の月数	基準雇用者給与等支給額（⑬×⑭）
⑭	⑮	⑯	⑰
平成　年分	円	12	円

比較雇用者給与等支給額の計算

適用年の前年分	適用年の前年分の国内雇用者に対する給与等の支給額	12/⑲の月数	比較雇用者給与等支給額（⑱×⑳）
⑱	⑲	⑳	㉑
平成　年分	円	12	円

平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算

		平均給与等支給額の計算 適用年 A	比較平均給与等支給額の計算 適用年の前年 B
雇用者給与等支給額	㉒	（①の金額）円	（㉑の金額）円
同上のうち一般被保険者である継続雇用者に係る金額	㉓		
同上のうち継続雇用制度対象者に係る金額	㉔		
継続雇用者給与等支給額（㉒−㉔）	㉕		
月別支給対象者の合計数	㉖	人	人
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額（㉒/㉖）	㉗	円	円

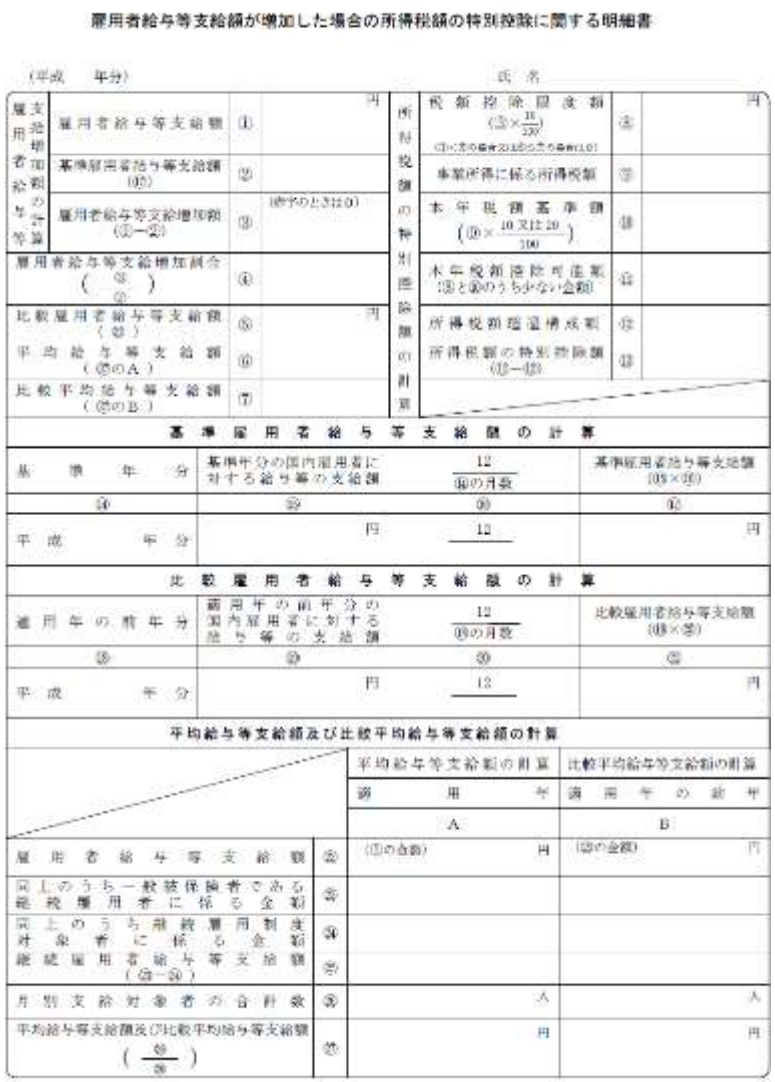

雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

（平成　年分）　氏名

雇用者給与等支給額の計算	雇用者給与等支給額	①	円	所得税額の特別控除額の計算	税額控除限度額（②×10/100）（1に満たない端数又は2以上の場合は1）	⑧	円
	基準雇用者給与等支給額（⑮）	②			事業所得に係る所得税額	⑨	
	雇用者給与等支給増加額（①−②）	③	（赤字のとき0）		本年税額基準額（⑨×10又は20/100）	⑩	
	雇用者給与等支給増加割合（③/②）	④			本年税額控除可能額（⑧と⑩のうち少ない金額）	⑪	
比較雇用者給与等支給額（⑰）		⑤	円		所得税額控除構成額	⑫	
平均給与等支給額（㉕のA）		⑥			所得税額の特別控除額（⑪−⑫）	⑬	
比較平均給与等支給額（㉕のB）		⑦					

基準雇用者給与等支給額の計算

基準年分	基準年分の国内雇用者に対する給与等の支給額	12/⑭の月数	基準雇用者給与等支給額（⑬×⑭）
⑭	⑮	⑯	⑰
平成　年分	円	12	円

比較雇用者給与等支給額の計算

適用年の前年分	適用年の前年分の国内雇用者に対する給与等の支給額	12/⑲の月数	比較雇用者給与等支給額（⑱×⑳）
⑱	⑲	⑳	㉑
平成　年分	円	12	円

平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算

		平均給与等支給額の計算 適用年 A	比較平均給与等支給額の計算 適用年の前年 B
雇用者給与等支給額	㉒	（①の金額）円	（㉑の金額）円
同上のうち一般被保険者である継続雇用者に係る金額	㉓		
同上のうち継続雇用制度対象者に係る金額	㉔		
継続雇用者給与等支給額（㉒−㉔）	㉕		
月別支給対象者の合計数	㉖	人	人
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額（㉕/㉖）	㉗	円	円

改　正　後	改　正　前
個⑥064　雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】	個⑥064　雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】

雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の５の３又は平成27年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の５の４に規定する雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の５の３」と記載してください。

１　記載要領

(1)　「⑥」欄は、「④」に記載した割合が次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める割合未満である場合には、「０」と記載します。

イ　平成26年分又は平成27年分　0.02

ロ　平成28年分　0.03

ハ　平成29年分　0.04（中小事業者である場合は、0.03）

ニ　平成30年分　0.05（中小事業者である場合は、0.03）

(2)　「⑦」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{イ＋ロ（※2）}}$$

イ　事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の雑所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算後の金額になります。）

ロ　総合課税の長期譲渡所得の２分の１の金額と一時所得の２分の１の金額の合計額（これらの金額は、損益通算後の金額になります。）

※１　上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の６までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の３の２）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除（措法41の18の２）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の３）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の２）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の３）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の４）、外国税額控除（所得税法95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の２から第10条の４までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※２　上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の損字の所得金額の合計額です。

（注）平成27年分においてこの特別控除の適用を受ける場合は、「調整後事業所得増額」を旧措法第10条の５の４第１項に定める「事業所得に係る所得税額」に読み替えて使用します。

(3)　「⑧」欄は、その適用を受ける個人が中小事業者である場合には「10又は」を、その他の場合には「又は20」を抹消します。

なお、中小企業者とは、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人をいいます。

（注）平成27年分において この特別控除の適用を受ける場合は、「中小事業者」を旧措法第10条の５の４第１項に定める「中小企業者」に読み替えて使用します。

(4)　「⑨」欄には、『**所得税の額から控除される特別控除額の明細書**』の「⑥」欄のＢの金額を記載します。

(5)　租税特別措置法施行令（以下「措令」といいます。）第５条の６の３第６項第１号に掲げる場合に該当する場合には、「基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄は記載を省せず、「⑩」欄には「１」と記載します。

(6)　「⑪」欄は、平成25年分以前に事業を開始した場合には「25」を、平成26年分以降に事業を開始した場合には当該事業を開始した日の属する年分を記載します。

ただし、措令第５条の６の３第６項第２号又は第３号に掲げる場合に該当する場合は、同号に規定する最初の年分を記載します。

(7)　「⑫」欄の「基準雇用者給与等支給額（⑩×⑥）」は、次に掲げる場合に該当する場合には、「基準雇用者給与等支給額（⑩×$\frac{25}{100}$）」として記載します。

イ　措法第10条の５の３第２項第４号ロに掲げる場合

ロ　措令第５条の６の３第６項第２号又は第３号に掲げる場合

なお、イ又はロの場合で、かつ、事業を開始した日の属する年（又は最初年）において事業を営んでいた期間の月数と適用年において事業を営んでいた期間の月数とが異なる場合の「⑫」欄は、「基準雇用者給与等支給額（⑩×⑥×$\frac{12}{月数}$）」として記載します。

(8)　措令第５条の６の３第９項に規定する継続雇用者給与等支給額が「０」である場合には、「⑬」欄のＡ及び「⑮」欄のＡの各欄には「１」と記載し、同条第11項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が「０」である場合には、「⑮」欄のＢには「１」と記載します。

２　提出先

納税地の所轄税務署長

３　根拠条文

措法第10条の５の３、旧措法第10条の５の４

雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の５の４に規定する雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の５の４」と記載してください。

１　記載要領

(1)　「⑥」欄は、「④」に記載した割合が次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める割合未満である場合には、「０」と記載します。

イ　平成26年分又は平成27年分　0.02

ロ　平成28年分　0.03

ハ　平成29年分又は平成30年分　0.05

(2)　「⑦」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

（注）１　上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の６までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の３の２）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除（措法41の18の２）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の３）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の２）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の３）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の４）、外国税額控除（所得税法95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の２から第10条の４までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

２　上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の損字の所得金額の合計額です。

(3)　「⑧」欄は、その適用を受ける個人が中小企業者である場合には「10又は」を、その他の場合には「又は20」を抹消します。

なお、中小企業者とは、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人をいいます。

(4)　「⑨」欄には、「**所得税の額から控除される特別控除額の明細書**」の「⑥」欄のＢの金額を記載します。

(5)　租税特別措置法施行令（以下「措令」といいます。）第５条の６の４第７項第１号に掲げる場合に該当する場合には、「基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄は記載を省せず、「⑩」欄には「１」と記載します。

(6)　「⑪」欄は、平成25年分以前に事業を開始した場合には「25」を、平成26年分以降に事業を開始した場合には当該事業を開始した日の属する年分を記載します。

ただし、措令第５条の６の４第７項第２号又は第３号に掲げる場合に該当する場合は、同号に規定する最初の年分を記載します。

(7)　「⑫」欄の「基準雇用者給与等支給額（⑩×⑥）」は、次に掲げる場合に該当する場合には、「基準雇用者給与等支給額（⑩×$\frac{25}{100}$）」として記載します。

イ　措法第10条の５の４第２項第４号ロに掲げる場合

ロ　措令第５条の６の４第７項第２号又は第３号に掲げる場合

なお、イ又はロの場合で、かつ、事業を開始した日の属する年（又は最初年）において事業を営んでいた期間の月数と適用年において事業を営んでいた期間の月数とが異なる場合の「⑫」欄は、「基準雇用者給与等支給額（⑩×⑥×$\frac{12}{月数}$）」として記載します。

(8)　措令第５条の６の４第10項に規定する継続雇用者給与等支給額が「０」である場合には、「⑬」欄のＡ及び「⑮」欄のＡの各欄には「１」と記載し、同条第12項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が「０」である場合には、「⑮」欄のＢには「１」と記載します。

２　提出先

納税地の所轄税務署長

３　根拠条文

措法第10条の５の４

改　正　後	改　正　前
個⑥065　生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】	個⑥065　生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】

生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

（平成　　年分）　　氏名＿＿＿＿＿＿

資産区分							
	種類	①					
	構造、設備の種類又は区分	②					
	細目	③					
	取得年月日	④	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
	事業の用に供した年月日	⑤	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
取得価額又は製作価額		⑥	円	円	円	円	円

所得税額の特別控除額の計算

取得価額の合計額（⑥の合計）	⑦	円	調整前事業所得税額	⑭	円
同上のうち建物及び構築物に係る額	⑧		本年税額基準額（⑭×20/100）	⑮	
⑦のうちⓢが特定期間内であるものに係る額	⑨		本年税額控除可能額（⑮と⑯のうち少ない金額）	⑯	
同上のうち建物及び構築物に係る額	⑩		所得税額超過構成額	⑰	
税額控除限度額の計算　特定期間以外	((⑦−⑧)−(⑨−⑩))×4/100＋(⑧−⑩)×3/100	⑪		所得税額の特別控除額（⑯−⑰）	⑱
税額控除限度額の計算　特定期間分	(⑨−⑩)×5/100＋⑩×3/100	⑫			
税額控除限度額（⑪＋⑫）		⑬			

機械設備等の概要

生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

（平成　　年分）　　氏名＿＿＿＿＿＿

資産区分							
	種類	①					
	構造、設備の種類又は区分	②					
	細目	③					
	取得年月日	④	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
	事業の用に供した年月日	⑤	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
取得価額又は製作価額		⑥	円	円	円	円	円

所得税額の特別控除額の計算

取得価額の合計額（⑥の合計）	⑦	円	事業所得に係る所得税額	⑭	円
同上のうち建物及び構築物に係る額	⑧		本年税額基準額（⑭×20/100）	⑮	
⑦のうちⓢが特定期間内であるものに係る額	⑨		本年税額控除可能額（⑮と⑯のうち少ない金額）	⑯	
同上のうち建物及び構築物に係る額	⑩		所得税額超過構成額	⑰	
税額控除限度額の計算　特定期間以外	((⑦−⑧)−(⑨−⑩))×4/100＋(⑧−⑩)×3/100	⑪		所得税額の特別控除額（⑯−⑰）	⑱
税額控除限度額の計算　特定期間分	(⑨−⑩)×5/100＋⑩×3/100	⑫			
税額控除限度額（⑪＋⑫）		⑬			

機械設備等の概要

改　正　後	改　正　前
個⑥065　生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】	個⑥065　生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】

生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の５の４第５項及び第６項又は平成27年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の５の５第５項及び第６項に規定する生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の５の４」と記載してください。

1　記載要領

(1)　「①」欄から「③」欄には、生産性向上設備等の耐用年数省令別表第一、別表第二又は別表第三に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。

(2)　「⑤」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

(3)　「⑧」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i＋ii（※2）}}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の２分の１の金額と一時所得の２分の１の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1　上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の６までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の３の２）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除（措法41の18の２）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の３）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の２）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の３）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の４）、外国税額控除（所法95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の２から第10条の４までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2　上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

（注）平成27年分においてこの特別控除の適用を受ける場合は、「調整前事業所得税額」を平成27年改正前の措法第10条の５の５第５項に定める「事業所得に係る所得税額」に読み替えて使用します。

(4)　「⑩」欄には、『**所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書**』の「⑨」欄のＢの金額を記載します。

(5)　「機械設備等の概要」欄には、減価償却資産が生産性向上設備等に該当することの詳細を記載します。

(6)　特定期間は平成28年３月31日までに取得した場合、特定期間以外の期間は平成29年３月31日までに取得した場合に適用を受けることができます。

2　提出先

納税地の所轄税務署長

3　根拠条文

措法第10条の５の４、旧措法第10条の５の５

生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の５の５第５項及び第６項に規定する生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の５の５」と記載してください。

1　記載要領

(1)　「①」欄から「③」欄には、生産性向上設備等の耐用年数省令別表第一、別表第二又は別表第三に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。

(2)　「⑤」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

(3)　「⑧」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

（注）1　上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の６までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の３の２）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除（措法41の18の２）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の３）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の２）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の３）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の４）、外国税額控除（所法95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の２から第10条の４までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

2　上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

(4)　「⑩」欄には、「**所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書**」の「⑨」欄のＢの金額を記載します。

(5)　「機械設備等の概要」欄には、減価償却資産が生産性向上設備等に該当することの詳細を記載します。

2　提出先

納税地の所轄税務署長

3　根拠条文

措法第10条の５の５

改　正　後	改　正　前
（削除）	個⑥066-1　情報基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）【表面】 情報基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表） （平成　　年分）　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿ 資産の区分 租税特別措置法第10条の5の該当項 ①　第　項　第　項　第　項　第　項 種類 ② 情報基盤強化設備等の名称 ③ 取得又は賃借の年月日 ④　平・・　平・・　平・・　平・・ 事業の用に供した年月日 ⑤　平・・　平・・　平・・　平・・ 取得価額 取得価額又は製作価額 ⑥　円　円　円　円 基準取得価額（⑥×$\frac{3}{100}$） ⑦ リース料（月額） ⑧ リース契約期間の月数 ⑨　月　月　月　月 リース費用の総額 ⑩　円　円　円　円 リース費用 基準リース料（⑩×$\frac{15}{100}$） ⑪ 特別控除の計算 税額基準額の計算 総所得金額 ⑫ 事業所得の金額 ⑬ 事業所得の割合（$\frac{⑬}{⑫}$） ⑭　% 総所得金額に係る所得税額 ⑮　円 事業所得に係る税額（⑮×⑭） ⑯ 本年税額基準額（⑯×$\frac{20}{100}$） ⑰ 取得分 取得価額又は製作価額の合計額（⑥の合計） ⑱ 基準取得価額の合計額（⑦の合計） ⑲ 税額控除限度額（⑱×$\frac{10}{100}$又は⑲×$\frac{10}{100}$） ⑳ 特別控除額（⑰と⑳のいずれか少ない方の金額） ㉑ リース分 基準リース料の総額の合計額（⑪の合計） ㉒ 税額控除限度額（㉒×$\frac{10}{100}$） ㉓ 本年税額基準額残額（⑰－㉒） ㉔ 特別控除額（㉓と㉔のいずれか少ない方の金額） ㉕ 前年繰越分 差引本年税額基準額残額（⑰－㉑又は⑰－㉕） ㉖ 繰越税額控除限度超過額（前年分の㉘） ㉗ 繰越税額控除限度超過額から控除される金額（付表の㉓） ㉘ 差引繰越税額控除限度超過額（㉗－㉘） ㉙ 同上のうち本年控除額（㉖と㉙のいずれか少ない方の金額） ㉚ 特別控除額の計（㉑＋㉕＋㉚） ㉛ 繰越税額控除限度超過額の内訳 取得分（㉗－㉘） ㉜　円 リース分（㉒－㉓） ㉝ 合計（㉜＋㉝） ㉞ 情報基盤強化設備等の概要

改　正　後	改　正　前
（削除）	個⑥066-1　情報基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）【裏面】 **情報基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）** この明細書は、青色申告者が平成21年６月改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の６第３項及び第４項（平成21年改正前の租税特別措置法（以下「21年旧措法」といいます。）第３項及び第４項又は平成20年改正前の租税特別措置法施行令第５条の８第１項に係る部分を含みます。）に規定する情報基盤強化設備等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。 また、平成19年改正前の租税特別措置法（以下「19年旧措法」といいます。）第10条の６第３項、第４項又は第５項までに規定する情報基盤整備強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除の適用を受ける場合にも、この明細書を使用します。 なお、19年旧措法第10条の６第４項の規定による控除を受けた個人で平成19年改正前の租税特別措置法施行令（以下「19年旧措令」といいます。）第５条の８第16項の規定の適用を受ける場合には、「⑪」欄及び「⑮」欄から「⑲」欄、「情報基盤強化設備等」欄を使用します。 この明細書は、情報基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書（19年旧措令第５条の８第16項の規定の適用を受ける場合は、情報基盤強化設備等の供用年の翌年以後の各年分の確定申告書又は19年旧措法第10条の６第11項の規定による修正申告書）に添付してください。 １　記載要領 (1)　「①」欄の空欄には、この規定の適用を受ける該当項を記載します。 なお、19年旧措法第10条の６第３項から第５項の規定の適用を受ける場合は、欄の上段に「（旧法）」と記載してください。 (2)　「②」欄及び「③」欄には、情報基盤強化設備等の耐用年数省令別表第一から別表第三までに定める種類を記載し、「③」欄には、租税特別措置法施行規則（以下「措規」といいます。）第５条の11に掲げる情報基盤強化設備等の名称を記載します。 (3)　「⑥」欄及び「⑦」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。 (4)　「⑤」欄には、21年旧措法第３項又は19年旧措法第10条の６第３項から第５項の規定の適用を受ける場合に記載します。 (5)　「⑦」欄には、措法10条の６第３項及び第４項の規定の適用を受ける場合に記載します。 (6)　「⑧」～「⑪」、「⑫」～「⑯」及び「⑲」の各欄は、19年旧措令５条の８第４項に規定するリース契約が平成20年３月31日以前に締結されたものである場合に限り記載してください。 (7)　「⑧」欄は、暦に従って計算し、１月未満の端数は切り上げて記載します。 (8)　「⑨」欄には、情報基盤強化設備等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。 (9)　「⑩」欄には、損益通算や繰越欠・純損失の繰越控除をする前のその年分の利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、総合譲渡所得の金額（長期譲渡所得にあっては、２分の１後の金額）、一時所得の金額（２分の１後の金額）又は雑所得の金額（これらの所得のうち赤字のものは除きます。）の合計額を記載します。 10　「⑪」欄には、その年分の確定申告書に記載した営業等所得の金額及び農業所得の金額の合計額（これらの所得のうちに赤字のものがあるときは通算後の金額）を記載します。 11　「⑬」欄には、その年分の総所得金額に係る所得税額を記載しますが、配当控除がある場合には、これを控除した後の金額を記載します。 12　「⑭」欄には、リース分の特別控除額がない場合には「⑫－⑬」の金額を記載し、リース分の特別控除額がある場合には「⑭－⑬」の金額を記載します。 13　「⑮」欄には、その年の前年に対象事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた情報基盤強化設備等をその年に対象事業の用に供しなくなった場合に、19年旧措法第10条の６第６項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を、付表により計算した上記載します。 ２　提出先 納税地を所轄する税務署長 ３　根拠条文 旧措法第10条の６、19年旧措法第10条の６、平成21年所法等改正法附則第26条、平成19年所法等改正法附則第69条

改　正　後	改　正　前
（削除）	個⑥066-2　情報基盤強化設備等に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書（付表）【表面】 情報基盤強化設備等に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書（付表） （平成　年分）　氏名 供用廃止設備の明細 資産区分 種類 ① 情報基盤強化設備等の名称 ② 賃借年月日 ③ 平・・ 平・・ 平・・ リース契約期間の月数 ④ 月 月 月 事業の用に供した年月日 ⑤ 平・・ 平・・ 平・・ 事業の用に供しなくなった年月日 ⑥ 平・・ 平・・ 平・・ 事業の用に供した月数（⑥−⑤） ⑦ 月 月 月 税額控除相当額限度額 リース費用の総額 ⑧ 円 円 円 基準リース料（⑧×42/100） ⑨ リース税額控除限度額（⑨×10/100） ⑩ Ⓐ Ⓑ 本表の繰越税額控除限度超過額から控除される金額の計算 供用廃止設備の供用年度 供用年のリース税額控除実施額の計算 供用年のリース特別控除額（前年分の本表の㉑） ⑪ 又は（⑩＋⑪） ⑫ ⑩のⒶ ⑩のⒶ＋⑪ ⑫−⑪（赤字のときは0） ⑬ 供用年リース税額控除実施額（⑩と⑬のいずれか少ない方の金額） ⑭ 供用廃止設備に係る繰越リース税額控除限度超過額（⑩−⑭）の計 ⑮ 差引本年税額基準額残額（本表の⑭） ⑯ 供用年の取得に係る繰越税額控除限度超過額（前年分の本表の⑲） ⑰ ⑮のうち、リースに係る繰越税額控除限度超過額に対応する金額（⑮−⑰（赤字のときは0）） ⑱ ⑰と⑱のいずれか少ない方の金額 ⑲ 同上のうち、指定事業の用に供しなくなった期間に対応する金額（⑲×（④−⑦）/④） ⑳ 供用年のリース分に係る繰越税額控除限度超過額（前年分の本表の㉒） ㉑ ⑱−⑲（赤字のときは0） ㉒ 本表の繰越税額控除限度超過額から控除される金額（⑳＋㉒） ㉓ 参考事項	

改　正　後	改　正　前
	個⑥066-2　情報基盤強化設備等に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書（付表）【裏面】 情報基盤強化設備等に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書（付表） この明細書は、青色申告者がその年の前年に事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた情報基盤強化設備等を、その年に事業の用に供しなくなった場合に、平成19年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の６第６項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を計算するために使用します。 この明細書は、「情報基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）」とともに、確定申告書に添付してください。 １　記載要領 (1)　「①」欄には、情報基盤強化設備等の耐用年数省令別表第一から別表第三までに定める種類を記載し、「②」欄には、租税特別措置法施行規則第５条の11に掲げる情報基盤強化設備等の名称を記載します。 (2)　「④」欄及び「⑦」欄は、暦に従って計算し、１月未満の端数は切り上げて記載します。 (3)　「⑧」欄には、情報基盤強化設備等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備等の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。 ２　提出先 納税地を所轄する税務署長 ３　根拠条文 旧措法第10条の６

改　正　後	改　正　前
個⑥067　所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書【表面】	個⑥067　所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書【表面】

所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書

（平成28年分）　氏名

所得税額超過額の計算

本年税額控除可能額	①	(第6の表)　円	所得税額から控除される特別控除額（①と②のうち少ない金額）	③　円
本年分の事業所得に係る所得税額	②			
本年税額基準額 ②×[illegible]/100	④		所得税額超過額 ①−④	⑤

所得税額超過構成額の明細

法令等					本年税額控除可能額 A	所得税額超過構成額 B
		年分				
第1号	繰越分	平成　年分	⑥	当期	円	円
			⑦	繰越		
	本年分		⑧	当期		
			⑨	繰越		
第2号	繰越分	平成　年分	⑩			
	本年分		⑪			
第3号	本年分		⑫			
第4号	繰越分	平成　年分	⑬			
	本年分		⑭			
第5号	繰越分	平成　年分	⑮			
	本年分		⑯	生産性向上		
			⑰	生産性		
第5号の2	本年分		⑱			
第6号	本年分		⑲			
			⑳			
			㉑			
第7号	繰越分	平成　年分	㉒			
	本年分		㉓			
第8号	本年分		㉔			
第9号	本年分		㉕			
第10号	繰越分	平成　年分	㉖			
		平成　年分	㉗			
		平成　年分	㉘			
		平成　年分	㉙			
		計	㉚			
	本年分		㉛			
		平成　年分	㉜			
	繰越分	平成　年分	㉝			
		平成　年分	㉞			
		平成　年分	㉟			
		計	㊱			
	本年分		㊲			
繰越特別控除額の合計額又は第3項、第10項の合計額又は第2項、第3項若しくは第4項又は第10項から第13項までの規定により控除すべき額	本年分		㊳			
合計			㊴			(㉚の金額)

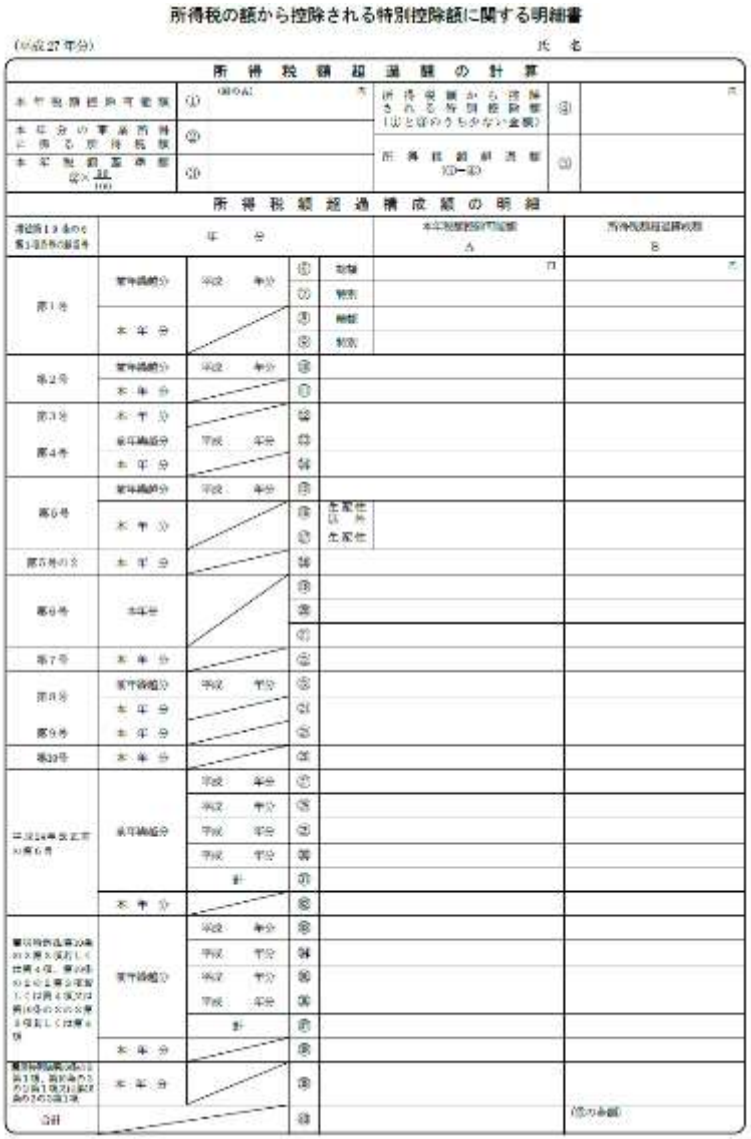

所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書

（平成27年分）　氏名

所得税額超過額の計算

本年税額控除可能額	①	(第6の表)　円	所得税額から控除される特別控除額（①と②のうち少ない金額）	③　円
本年分の事業所得に係る所得税額	②			
本年税額基準額 ②×[illegible]/100	④		所得税額超過額 ①−④	⑤

所得税額超過構成額の明細

法令等					本年税額控除可能額 A	所得税額超過構成額 B
		年分				
第1号	繰越分	平成　年分	⑥	当期	円	円
			⑦	繰越		
	本年分		⑧	当期		
			⑨	繰越		
第2号	繰越分	平成　年分	⑩			
	本年分		⑪			
第3号	本年分		⑫			
第4号	繰越分	平成　年分	⑬			
	本年分		⑭			
第5号	繰越分	平成　年分	⑮			
	本年分		⑯	生産性向上		
			⑰	生産性		
第5号の2	本年分		⑱			
第6号	本年分		⑲			
			⑳			
第7号	本年分		㉑			
第8号	繰越分	平成　年分	㉒			
	本年分		㉓			
第9号	本年分		㉔			
第10号	本年分		㉕			
平成24年改正法令附則第6条	繰越分	平成　年分	㉖			
		平成　年分	㉗			
		平成　年分	㉘			
		平成　年分	㉙			
		計	㉚			
	本年分		㉛			
繰越特別控除額の合計額又は第3項、第10項の合計額又は第2項、第3項若しくは第4項又は第10項から第13項までの規定により控除すべき額	繰越分	平成　年分	㉜			
		平成　年分	㉝			
		平成　年分	㉞			
		平成　年分	㉟			
		計	㊱			
	本年分		㊲			
繰越特別控除額の合計額又は第1項、第2項の合計額又は第2項の合計額	本年分		㊳			
合計			㊴			(㉚の金額)

改　正　後	改　正　前
個⑥067　所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書【裏面】	個⑥067　所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書【裏面】

所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書

この明細書は、個人が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の６の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の４などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に使用します。
この明細書は、この規定の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1　記載要領

(1)　「所得税額超過構成額Ｂ」欄の各欄には、「所得税額超過額⑤」の金額が控除可能期間（措法第10条の６第１項に規定する控除可能期間をいいます。）の最も長いものから順次成るものとした場合に同項に規定する所得税額超過額を構成する部分の金額を記載します。

(2)　「本年控除可能額Ａ」の各欄は次の金額を記載します。

⑥　「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除又は中小事業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除及び特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑪欄の金額
⑦　「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除又は中小事業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除及び特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑫欄の金額
⑧　「試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑬欄の金額
⑨　「エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑰欄の金額
⑩　「エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑱欄の金額
⑪　「中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑳欄の金額
⑫　「中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉑欄の金額
⑬　「中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉒欄の金額
⑭　「地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉙欄の金額
⑮　「雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉚欄の金額
⑯　「雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉛欄の金額
⑰　「雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉜欄の金額
⑱　「特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉟欄の金額
⑲　「特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㊱欄の金額
⑳　「雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㊲欄の金額
㉑　「生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㊷欄の金額
㉒　「沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㊸欄の金額
㉓　「沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㊹欄の金額
㉔　「復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㊾欄の金額
㉕　「復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㊿欄の金額
㉖　「復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の(10)欄の金額

2　提出先
納税地の所轄税務署長

3　根拠条文
措法第10条の６、震災特例法第10条の４第１項　等

所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書

この明細書は、個人が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の６の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の４などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に使用します。
この明細書は、この規定の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1　記載要領

(1)　「第１号」欄の「総額」には試験研究費の総額に係るものを記載し、「特別」には特別試験研究費に係るものを記載します。

(2)　「所得税額超過構成額Ｂ」欄の各欄には、「所得税額超過額⑤」の金額が控除可能期間（措法第10条の６第１項に規定する控除可能期間をいいます。）の最も長いものから順次成るものとした場合に同項に規定する所得税額超過額を構成する部分の金額を記載します。

(3)　「本年控除可能額Ａ」の各欄は次の金額を記載します。

⑥　「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑨欄の金額
⑦　「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑩欄の金額
⑧　「中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑭欄の金額
⑨　「中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑮欄の金額
⑩　「試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑯欄の金額
⑪　「エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑮欄の金額
⑫　「エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑯欄の金額
⑬　「中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑲欄の金額
⑭　「中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑳欄の金額
⑮　「中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉑欄の金額
⑯　「地域活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉘欄の金額
⑰　「雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉙欄の金額
⑱　「雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉚欄の金額
⑲　「雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉛欄の金額
⑳　「国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の㉞欄の金額
㉑　「特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉟欄の金額
㉒　「特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㊱欄の金額
㉓　「雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㊲欄の金額
㉔　「生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㊶欄の金額
㉕　「沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㊷欄の金額
㉖　「沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㊸欄の金額
㉗　「復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㊽欄の金額
㉘　「復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㊾欄の金額
㉙　「復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の(10)欄の金額

2　提出先
納税地の所轄税務署長

3　根拠条文
措法第10条の６、震災特例法第10条の４第１項　等

改　正　後	改　正　前
個⑥075　サービス付高齢者向け賃貸住宅の割増償却に関する明細書【裏面】	個⑥075　サービス付高齢者向け賃貸住宅の割増償却に関する明細書【裏面】

サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却に関する明細書

この明細書は、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第14条第１項（平成25年改正前の租税特別措置法（以下「25年旧措法」といいます。）第14条第１項に係る部分を含みます。）の適用を受ける場合に使用します。

なお、所有権移転外リース取引により取得したサービス付き高齢者向け賃貸住宅については、この制度の適用はありません。

1　記載要領

(1)「①」欄は、そのサービス付き高齢者向け賃貸住宅が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。

(2)「②」欄には、建物についてはその構造を、建物附属設備についてはその設備の名称を記載します。

(3)「③」欄には、耐用年数省令別表第一に基づき、その細目を記載します。また、（ ）内には、新築の時の耐用年数を記載します。

(4)「⑩」欄は、それぞれ該当するものを○で囲みます。

(5)「⑪」欄には、各独立部分の床面積を記載します。

(6)「⑫」欄には、租税特別措置法施行令第７条第１項に規定する要件に該当する各独立部分の戸数を記載します。

(7)「⑬」欄には、高齢者の居住の安定確保に関する法律第６条第１項に規定する登録をした措法第14 条第１項の適用を受けるサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る登録年月日を記載してください。

(8)「⑭」欄には、取得等をした建物又は建物附属設備全体の取得価額を記載します。

(9)「⑮」欄の分子には、措法第14 条第１項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅の新築時における耐用年数が次のいずれに該当するかの区分に応じ、それぞれ次の割増償却率を記載します。

イ　耐用年数が35年以上である場合

平成28年４月１日から平成29年３月31日までに取得した場合　…　「114」

平成27年４月１日から平成28年３月31日までに取得した場合　…　「120」

平成27年３月31日以前に取得した場合　…　「140」

ロ　耐用年数が35年未満である場合

平成28年４月１日から平成29年３月31日までに取得した場合　…　「110」

平成27年４月１日から平成28年３月31日までに取得した場合　…　「114」

平成27年３月31日以前に取得した場合　…　「128」

(10)「⑯」欄には、その対象資産がサービス付き高齢者向け賃貸住宅に該当するものであることを判定する上で参考となる事項を記載してください。

2　提出先

納税地の所轄税務署長

3　根拠法令等

措法第14 条、25 年旧措法第14 条

サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却に関する明細書

この明細書は、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 14 条第１項（平成 25 年改正前の租税特別措置法（以下「25 年旧措法」といいます。）第 14 条第１項に係る部分を含みます。）の適用を受ける場合に使用します。

なお、所有権移転外リース取引により取得したサービス付き高齢者向け賃貸住宅については、この制度の適用はありません。

1　記載要領

(1)「①」欄は、そのサービス付き高齢者向け賃貸住宅が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。

(2)「②」欄には、建物についてはその構造を、建物附属設備についてはその設備の名称を記載します。

(3)「③」欄には、耐用年数省令別表第一に基づき、その細目を記載します。また、（ ）内には、新築の時の耐用年数を記載します。

(4)「⑩」欄は、それぞれ該当するものを○で囲みます。

(5)「⑪」欄には、各独立部分の床面積を記載します。

(6)「⑫」欄には、租税特別措置法施行令第７条第１項に規定する要件に該当する各独立部分の戸数を記載します。

(7)「⑬」欄には、高齢者の居住の安定確保に関する法律第６条第１項に規定する登録をした措法第 14 条第１項の適用を受けるサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る登録年月日を記載してください。

(8)「⑭」欄には、取得等をした建物又は建物附属設備全体の取得価額を記載します。

(9)「⑮」欄の分子には、措法第 14 条第１項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅の新築時における耐用年数が次のいずれに該当するかの区分に応じ、それぞれ次の割増償却率を記載します。

イ　耐用年数が 35 年以上である場合…「140」

※　平成 27 年４月１日から平成 28 年３月 31 日までの間に取得等したものについては「120」

ロ　耐用年数が 35 年未満である場合…「128」

※　平成 27 年４月１日から平成 29 年３月 31 日までの間に取得等したものについては「114」

(10)「⑯」欄には、その対象資産がサービス付き高齢者向け賃貸住宅に該当するものであることを判定する上で参考となる事項を記載してください。

2　提出先

納税地を所轄する税務署長

3　根拠法令等

措法第 14 条、25 年旧措法第 14 条

改　正　後

個⑥077-2　被災代替資産等の特別償却に関する明細書【裏面】

被災代替資産等の特別償却に関する明細書

この明細書は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第11条第1項に規定する被災代替資産等の特別償却の適用を受けるときに使用します。

この明細書は、この特別償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1　記載要領

(1)　「①」欄は、その被災代替資産等が、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第13条第1項各号に掲げる資産（以下「被災代替資産」といいます。）又はそれ以外の資産（以下「被災区域内供用資産」といいます。）のいずれに該当するかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

(2)　「②」欄には、減価償却資産の耐用年数に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表第一の「種類」又は耐用年数の適用等に関する取扱通達（以下「耐用年数通達」といいます。）付表10の「設備の種類」を記載しますが、その適用対象資産が機械及び装置である場合には、耐用年数通達付表10の番号を（　）内に記載します。

(3)　「③」欄には、適用対象資産が建物である場合にはその構造を、それ以外のものである場合にはその設備等の名称を記載します。

(4)　「④」欄及び「⑦」欄には、「①」欄の「被災代替資産」を○で囲んだ資産について、次により記載します。

ア　用途は、「事務所用」、「工場用」などと記載しますが、被災代替資産が機械及び装置である場合には、耐用年数省令別表第二の「設備の種類」を記載します。

イ　（　）内には、被災代替資産が建物（その附属設備を含みます。）である場合に、建物全体の床面積を記載します。

(5)　「⑤」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

(6)　「⑥」欄には、通常の使用期間を超えて使用した機械及び装置について、所得税法施行令第133条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとしたときに、その増加償却費の額を記載します。

(7)　「特別償却費」の各欄は、次によります。

ア　「⑧」欄は、次の区分に応じ次の金額を記載します。

（ア）　被災代替資産である建物（その附属設備を含みます。）・・・その取得価額（「⑤」欄の金額）のうち被災等をした建物の床面積の1.5倍に相当する床面積の部分に対応する取得価額

（イ）　上記以外の被災代替資産等・・・その取得価額（「⑤」欄の金額）

イ　「⑨」欄には、適用対象資産の種類、取得等の時期及び中小事業者等の区分に応じ、次の表の特別償却率を記載します。

資産の種類＼取得等の時期等	平23．3．11～平28．3．31		平28．4．1～平31．3．31	
	中小事業者（※1）	左記以外の個人	中小事業者（※1）	左記以外の個人
(1) 建物又は構築物	18%	15%	12%	10%
(2) 機械及び装置	36%	30%	24%	20%
(3) 船舶，航空機（※2）又は車両及び運搬具	30%	30%	24%	20%

※1　中小事業者とは、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人をいいます。

※2　資産の種類(3)の航空機は、平成28年3月31日までに取得等した場合に対象となります。

(8)　「⑩」欄には、被災区域内供用資産の事業の用に供した区域、被災代替資産である構築物又は機械及び装置の規模又は機能並びに代替された滅失等をした資産の規模又は機能などこの特別償却の適用に関し参考となるべき事項を記載します。

2　提出先

納税地を所轄する税務署長

3　根拠条文

震災特例法第11条

改　正　前

個⑥077-2　被災代替資産等の特別償却に関する明細書【裏面】

被災代替資産等の特別償却に関する明細書

この明細書は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第11条第1項に規定する被災代替資産等の特別償却の適用を受けるときに使用します。

この明細書は、この特別償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1　記載要領

(1)　「①」欄は、その被災代替資産等が、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第13条第1項各号に掲げる資産（以下「被災代替資産」といいます。）又はそれ以外の資産（以下「被災区域内供用資産」といいます。）のいずれに該当するかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

(2)　「②」欄には、減価償却資産の耐用年数に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表第一の「種類」又は耐用年数の適用等に関する取扱通達（以下「耐用年数通達」といいます。）付表10の「設備の種類」を記載しますが、その適用対象資産が機械及び装置である場合には、耐用年数通達付表10の番号を（　）内に記載します。

(3)　「③」欄には、適用対象資産が建物である場合にはその構造を、それ以外のものである場合にはその設備等の名称を記載します。

(4)　「④」欄及び「⑦」欄には、「①」欄の「被災代替資産」を○で囲んだ資産について、次により記載します。

ア　用途は、「事務所用」、「工場用」などと記載しますが、被災代替資産が機械及び装置である場合には、耐用年数省令別表第二の「設備の種類」を記載します。

イ　（　）内には、被災代替資産が建物（その附属設備を含みます。）である場合に、建物全体の床面積を記載します。

(5)　「⑤」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

(6)　「⑥」欄には、通常の使用期間を超えて使用した機械及び装置について、所得税法施行令第133条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとしたときに、その増加償却費の額を記載します。

(7)　「特別償却費」の各欄は、次によります。

ア　「⑧」欄は、次の区分に応じ次の金額を記載します。

（ア）　被災代替資産である建物（その附属設備を含みます。）・・・その取得価額（「⑤」欄の金額）のうち被災等をした建物の床面積の1.5倍に相当する床面積の部分に対応する取得価額

（イ）　上記以外の被災代替資産等・・・その取得価額（「⑤」欄の金額）

イ　「⑨」欄には、適用対象資産の種類、取得等の時期及び中小企業者等の区分に応じ、次の表の特別償却率を記載します。

資産の種類＼取得等の時期等	平23．3．11～平28．3．31	
	中小企業者	左記以外の個人
(1) 建物又は構築物	18%	15%
(2) 機械及び装置	36%	30%
(3) 船舶，航空機又は車両及び運搬具	36%	30%

※　中小企業者とは、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人をいいます。

(8)　「⑩」欄には、被災区域内供用資産の事業の用に供した区域、被災代替資産である構築物又は機械及び装置の規模又は機能並びに代替された滅失等をした資産の規模又は機能などこの特別償却の適用に関し参考となるべき事項を記載します。

2　提出先

納税地を所轄する税務署長

3　根拠条文

震災特例法第11条

改　正　後	改　正　前
個⑥077-3　復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】 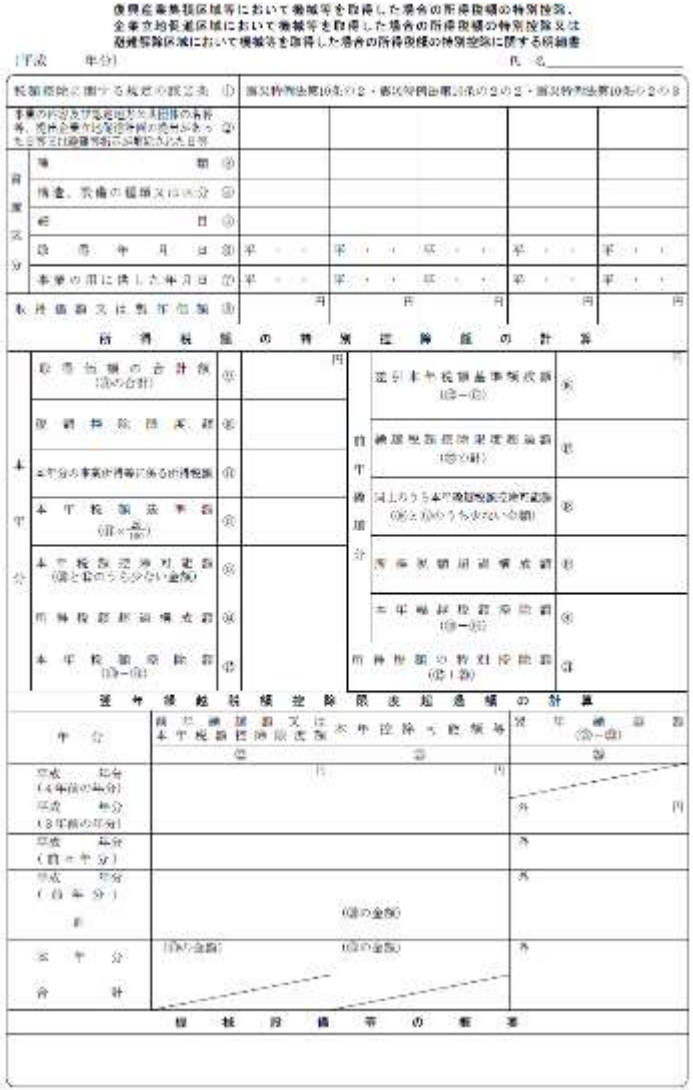	個⑥077-3　復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】

改　正　後	改　正　前
個⑥077-3　復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】 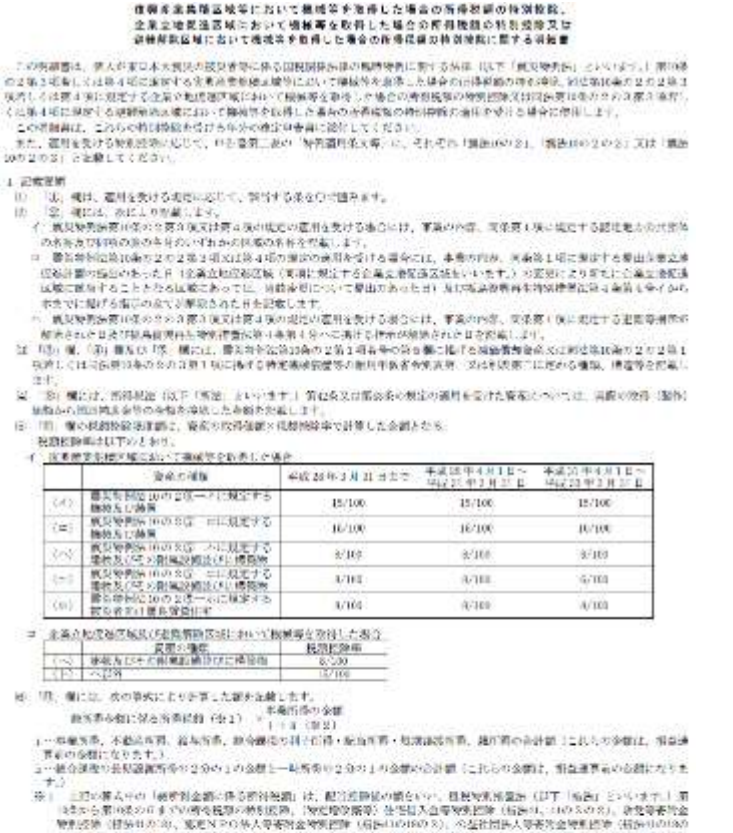	個⑥077-3　復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】 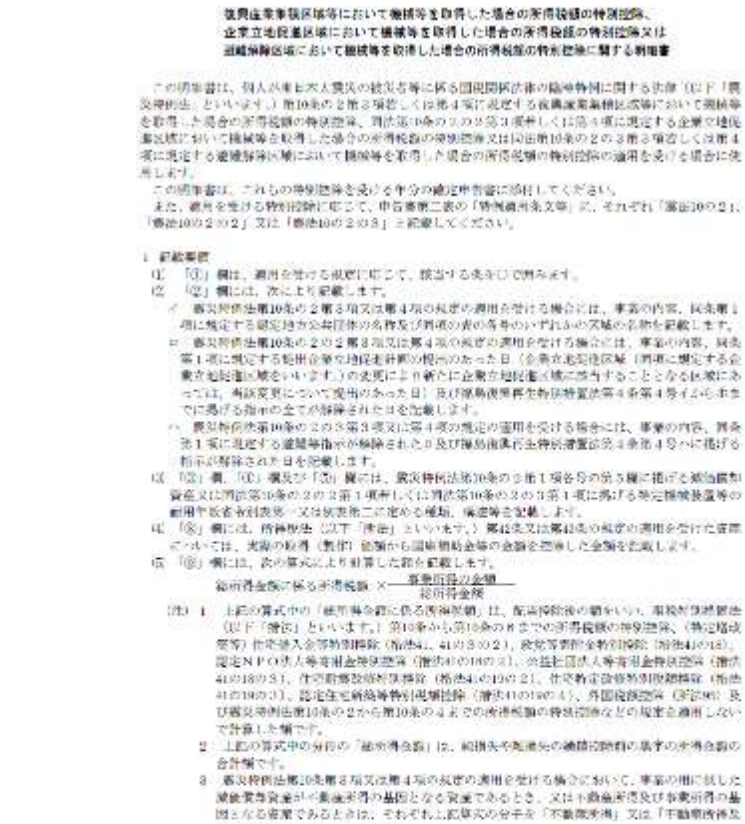

改　正　後	改　正　前
個⑥077-4　復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】	個⑥077-4　復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】

復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、
企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は
避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、個人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条の3第1項に規定する復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、震災特例法第10条の3の2第1項に規定する企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は震災特例法第10条の3の3第1項に規定する避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。

この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、適用を受ける特別控除に応じて、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、それぞれ「震法10の3」、「震法10の3の2」又は「震法10の3の3」と記載してください。

1　記載要領

(1)　「⑦」欄は、震災特例法第10条の3第1項の規定の適用を受ける場合には「又は（⑥×20/100）」を消し、震災特例法第10条の3の2第1項及び第10条の3の3第1項の規定の適用を受ける場合には「（⑥×10/100）又は」を消します。

(2)　「⑧」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i＋ii（※2）}}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1　上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、外国税額控除（平成27年改正前の所得税法95）及び震災特例法第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除の規定などを適用しないで計算した額です。

※2　上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

(3)　「⑨」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑥」欄のDの金額を記載します。

2　提出先

納税地の所轄税務署長

3　根拠条文

震災特例法第10条の3、第10条の3の2、第10条の3の3

復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、
企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は
避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、個人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条の3第1項に規定する復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、震災特例法第10条の3の2第1項に規定する企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は震災特例法第10条の3の3第1項に規定する避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。

この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、適用を受ける特別控除に応じて、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、それぞれ「震法10の3」、「震法10の3の2」又は「震法10の3の3」と記載してください。

1　記載要領

(1)　「⑦」欄は、震災特例法第10条の3第1項の規定の適用を受ける場合には「又は（⑥×20/100）」を消し、震災特例法第10条の3の2第1項及び第10条の3の3第1項の規定の適用を受ける場合には「（⑥×10/100）又は」を消します。

(2)　「⑧」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

（注）1　上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、外国税額控除（所得税法95）及び震災特例法第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除の規定などを適用しないで計算した額です。

2　上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

(3)　「⑨」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑥」欄のDの金額を記載します。

2　提出先

納税地の所轄税務署長

3　根拠条文

震災特例法第10条の3、第10条の3の2、第10条の3の3

改　正　後	改　正　前
個⑥078　総収入金額報告書	個⑥078　総収入金額報告書

平成　　年分の総収入金額報告書

提出用

住所　事業所　納税地　業種名　氏名又は名称　個人番号　電話番号

○　その年中の収入金額をこの表に記入してください。

所得の生ずる場所	事業所得の収入金額	不動産所得の収入金額	山林所得の収入金額
その年中の収入金額 主な得意先・貸付先・売却先			
裏面の計の金額			
上記以外の収入金額の計			
合計	①	②	③
			①+②+③

税理士署名押印（電話番号）

※書きそんじたときは、裏面に書いてください。

○　その年分の確定申告書を提出していない方で、その年中の事業所得、不動産所得又は山林所得に係る総収入金額の合計額が1,000万円を超える場合には、この報告書をその年の翌年3月15日（その年分の確定申告期限）までに提出しなければならないことになっています。

○　この報告書を提出する際には、法人番号（12桁）の記入及び提出をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。
ただし、郵送等の送付により提出する場合においては、その旨又には法人番号を記入しない（郵送により提出する場合は、法人番号部分が確認されない旨を押印するなど、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

税務署整理欄	通信日付印の年月日	年　月　日	番号確認	身元確認	個人番号カード／通知カード・住民票の写し その他（　）	一連番号

平成　　年分の総収入金額報告書

提出用

住所　事業所　屋号又は名称　氏名又は名称　納税地　電話番号

○　その年中の収入金額をこの表に記入してください。

所得の生ずる場所	事業所得の収入金額	不動産所得の収入金額	山林所得の収入金額
その年中の収入金額 主な得意先・貸付先・売却先			
裏面の計の金額			
上記以外の収入の計			
合計	①	②	③
			①+②+③

税理士署名押印（電話番号）

※書きそんじたときは、裏面に書いてください。

○　その年分の確定申告書を提出していない方で、その年中の事業所得、不動産所得又は山林所得に係る総収入金額の合計額が1,000万円を超える場合には、この報告書をその年の翌年3月15日（その年分の確定申告期限）までに提出しなければならないことになっています。